

平成28年度第6回（第33回）3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会会議録

○日 時 平成28年9月10日（土）午後6時30分～9時10分

○場 所 東大和市桜が丘市民センター 集会室

○委 員

（1）自治会・マンション管理組合等 以下のとおり（15名）

自治会・管理組合名	代表者	専任者
プラウド地区自治会	—	光橋由訓
栄一丁目自治会	—	町田雄治
栄二丁目自治会	大舘繁	—
栄三丁目自治会	—	岡田正嗣
末広二丁目親交会	—	—
新海道自治会	関村武光	—
日神パレステージ東大和桜が丘管理組合	—	後藤隆康
グランドステイツ玉川上水管理組合	—	深澤正郎
クロスフォート玉川上水管理組合	—	山崎武
グランドメゾン玉川上水ウエストスクエア管理組合	坂本長生	—
グランドメゾン玉川上水センタースクエア管理組合	岩本明子（代理）	森口恵美子
グランドメゾン玉川上水イーストスクエア管理組合	—	小川昌平
グランドメゾン玉川上水ノーススクエア管理組合	邑上良一	中原禎子
グランスイート玉川上水管理組合	—	斉藤理憲

（2）3市・衛生組合 以下のとおり

区 分	出 席 者	
組 織 市	小 平 市	白倉資源循環課長
	東 大 和 市	松本ごみ対策課長
	武蔵村山市	有山ごみ対策課長
小平・村山・大和衛生組合	伊藤計画課長・片山事務局参事	

○事務局

小平・村山・大和衛生組合	管家計画課主査・里見計画課主査・小島計画課主任
--------------	-------------------------

○出席者

区 分	出 席 者	
組 織 市	小 平 市	岡村環境部長
	東 大 和 市	田口環境部長
	武蔵村山市	佐野協働推進部環境担当部長
小平・村山・大和衛生組合	村上事務局長	

〈会議内容〉

【邑上会長】

皆さん、こんばんは。時刻になりましたので、本日の連絡協議会を始めたいと思います。皆さん、お忙しいところどうもありがとうございます。

まず最初に、事務局のほうからお手元の資料の確認をしていただきます。

【伊藤課長】

改めましてこんばんは。本日もお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

今、会長からお話があったとおり、まず資料の確認をしていきたいと思います。

お手元に、本日の次第という形でA4一枚のものがございます。その下に、配付資料1、2、3、4という形で4点、本日は資料をお配りしております。

まず、資料の1点目が、懸案事項確認表という形で、岡田専任者から提出いただいているもの、A4横のホチキスどめのものが1点と、あと、2番目として、以下の発言内容に対しての質問表という形で、森口さんからいただいているもの。3点目に、環境大気中の総揮発性有機化合物の調査・分析方法についてということで、表が2枚でわかりづらいかと思いますが、何となく大きな目の表のものが1部。4点目としまして、細かい一覧表、大気汚染防止法の規制対象となる揮発性有機化合物排出施設及び排出基準一覧表という形でのものが配られているかと思いますが。よろしいでしょうか。

【邑上会長】

資料のことで。

【森口専任者】

今、資料の説明をしていただいて、毎回、次第のところに、ここに配付されたものを、一番最初にこのように説明していただいて、板書きのほうにも使用したものであるということで記載されているのですが、実際には、次第のこのときに読み合わせるだけで、中は説明されないでそのままのものがあるので、今、岡田さんにもちょっと、できるかどうかお願いしたのですが、次第で説明したものはここに書きましたということと、あと、議題として中で取り上げたものについては、一番最後に丸をつけるとかいう方法で、使ったもの、本当にそれに対して議題として使われたか使われていないかがわかるような方法にしていきたいのですが、皆さん、いかがでしょうか。

【岡田専任者】

使われている名称は全部、提出されたものは書きますから、少なくとも議論したものについては丸をつけて、何も議論しないというのはバツをつける、そんな形でとりあえず。

【森口専任者】

はい。バツまでつけなくても、今回使ったものだけ。議論があったものだけで。

【岡田専任者】

じゃあそうしましょう。

【邑上会長】

異議ないでしょうか。

【森口専任者】

よろしいですか。じゃあお願いします。

【伊藤課長】

それでは続きまして、本日の協議内容についてお話をさせていただければと思っております。

事務局としましては、前回少しだけお話をさせていただきました、会長・副会長の選任についてということで、初めに協議いただければと考えております。

邑上会長、光橋副会長、坂本副会長ということで選任されたのが平成27年の9月12日でした。任期内といえは今日は任期内ではあるのですが、ぎりぎりのところであるということで、こちらのほうを進めたらどうかということで、議題のほうにも入れてございます。

また、前回の生活環境影響調査の説明の際に、寝屋川の「かざぐるま」の数字との関係で、TVOCについての説明を事務局のほうとしては考えております。

なお、ちょっと情報提供なのですが、この生活環境影響調査に関しましては、8名の方からご意見をいただいているところでございます。こちらについては現在、見解書という形で、こちらの見解をまとめている作業に入っている状況でございます。

生活環境影響調査の関係もありますので、本日も前回同様、業者の方に来ていただいておりますので、質問と、ちょっと意見書もいただいておりますので、その辺の兼ね合いもございしますが、質問があれば対応させていただきたいと考えております。

また、先ほども、最初に森口さんから丸とかいう話もあったのですが、数回にわたって、こちらのほうで資料の提示をさせていただいているのですが、時間の都合等で触れられなかった、お話ができなかったというところがございますので、こちらのほうに関しても、時間があれば触れていきたいと考えております。

その後に、そもそも論的などころでの協議ができればということで、事務局としては考えておりますので、よろしく願いいたします。

【森口専任者】

質問。今日は業者の方がいらしているのですか。私、前回意見を送ったときに、手紙にも書い

たと思うのですが、業者の方が来て、それをやるということは、例えば業者の方が今回しか来られないからどうしてもその議題をしなければいけないということが最初にわかっているような場合は、先にそのことは知らせていただきたいというメールをしたと思うのですが。

業者の方がいるときというのは少ないですから、どうしてもその議題を優先させなければいけないということになると、私たち、復習もしているし予習もしてきているわけですよ。それをそうやって割って入るのだったら、先にわかっていることがあったらお願いしますというふうに手紙に書いてあれしたのに、今回もまたそういうことをされたことはとても不愉快です。

以上。

【伊藤課長】

済みませんでした。あとは、本日も各市担当部長が出席しておりますので、よろしくお願ひします。

また、本日も岡田さんに板書をお願いしておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは……。

【小川専任者】

さっきの答えは何ですか。森口さんがおっしゃったでしょう。手紙を出したのに何でそうなったのか、お答えしてくださいよ。一方的に切ってそのままにしないでください。

【片山参事】

念のためと言ったら変ですが、業者さんに来ていただいています、必ずしも業者さんが来ているからといってその議題だけしかやらないということは考えてございませんので、ご理解いただきたいと思います。

【小川専任者】

じゃあどっちでもいいんですね。

【岡田専任者】

1点。環境調査の意見書が8名から出ていました。そのまとめは別途報告しますということになっていましたが、いつまでにやってもらえますか。その日程だけははっきりしておかないとまずいので。

【伊藤課長】

今質問をいただきましたので、こちらのほうの見解書のほうは、今まとめる作業でという話をしています。9月中にこれをまとめ上げまして、衛生組合のホームページ、あと衛生組合のほうでの縦覧という形で公表したいと考えております。

【岡田専任者】

じゃあホームページで。

【伊藤課長】

公表いたします。

【岡田専任者】

じゃあ10月1日にはしているということですね。

【伊藤課長】

ええ。9月中に行います。

【岡田専任者】

ということは、その説明みたいなものは、次回説明していただけるんですね。要するに、そういうことだよ、アップしたから、見ない人もいますから、その内容説明。意見書に対してこう考える、というような形ですよ。そういうことじゃないんですか。こういう意見があったということだけのアップなんですか。

【伊藤課長】

済みません、その辺は今、アップだけしか考えていなかったのですが、必要であればまた資料提供等をしてというところで。

【岡田専任者】

少なくともその説明は次回の会議でやっていただけると。それは重要なことなので。説明は10月時ミーティング。いいですね。

【伊藤課長】

はい。よろしくお願いします。

【邑上会長】

今の点でもう1つ確認なのですが、環境影響調査の案内は、各市の広報に出ていたと思うんです。ウェブサイトにもあったのかなと思うのですが。その結果は、衛生組合のホームページでしか、こういうのがありましたという紹介はされないのですか。各市の広報とかウェブサイトで案内をしていたものの結果がこれですよというのは、それぞれの市のほうでは出す予定はあるのでしょうか。

【伊藤課長】

そちらは、各市の市報等に掲載されればと考えております。公表の仕方ですが、先ほど言いましたが、組合のホームページと組合での縦覧という形の公表を考えております。よろしいでしょうか。

【邑上会長】

一応、案内はする予定だということですね。

【伊藤課長】

よろしいでしょうか。それでは、進行のほうを会長にお願いしたいと思います。

【邑上会長】

今、案内がありましたように、会長・副会長の選任ということがまず最初にかかっています。最初にやりますかね。

それでは、今日はぎりぎりでもまだ任期中ということなので、ここで1年終わりますので、次の会長・副会長を選任したいと思います。

【伊藤課長】

会長・副会長の改選ということですので、事務局のほうでちょっとだけ音頭をとらせていただきます。

まず、会長・副会長に立候補される方というのはいらっしゃいますでしょうか。

皆さんのほうで、どうでしょう、いらっしゃいますでしょうか。

【小川専任者】

留任をお願いいたします。

【伊藤課長】

今、留任というようにお話が出ておりますが、それぞれ、お三方のご事情等もあるかと思うのですが、いかがでしょうか。

【光橋専任者】

質問。スケジュール案を。今後のスケジュールを。協議会というのがそもそも施設の姿の説明が主な趣旨と思うんですが、これはいつまで続く協議会になるのか。今、留任もしようがないかなと実は思っているのですが、いつまでやらなきゃいけないのかなというのは正直なところありますので。というか、それも含めて、建築のスケジュールって今、どこがやっているのか、またどこまで進んでいるのか、おくられているのか進んでいるのか、ちょっとわからなくなっているの、お話いただけると。

【片山参事】

建築のスケジュールにつきましては、今、提案図書をもらったところで、内容を含めてメーカーヒアリングを行っている最中のごさいます、当初の計画よりは多少おくられているかなという状況のごさいます。

連絡協議会は、これから契約をして実施計画となるわけですが、できれば11月には契約をし

て、その後実施設計をつくる中で、これが8カ月ぐらいですか、実施設計に入る段階で、またこういう皆さんのご意見を反映させる、意見を聞いていくという作業があると思います。

その後は、最初から申し上げておりますが、施設の工事の予定ですか、工事が終わればその維持管理の状況の報告とか、そういう形の協議会に展開をしていきたいと考えております。

【光橋専任者】

そうすると、この協議会は、今、施設の姿の意見の説明というのはいつまでやるのですか。

【伊藤課長】

スケジュールについてですが、7月9日の協議会におきまして、スケジュールの案という形で資料のほうは皆さんにお示ししている状況です。今お持ちでない方もいらっしゃるかなというところでは。

若干おくれがちだというようなお話も今あったのですが、ここのスケジュールに基づいて、現在、業者とも調整しながら仕様書作成に取りかかっているというような状況で、今、ほぼほぼ追いついてきているところがあるのですが、10月の下旬に入札、仮契約を行う予定でございます。その後に、組合の議会が11月22日でございますので、こちらのほうで業者の契約の案件として挙げさせていただきまして、議決をいただき、本契約という形で考えております。

一番上のところに、12月から6月というところで枠で示されているところで、こちらで土木建築にかかわる実施設計というところがございますので、こちらでご意見等をいただきながらというところを考えております。このようなスケジュールでございます。

【光橋専任者】

そうすると協議会では、来年の6月ぐらいまで、意見を言えば反映されるチャンスがあるということでしょうか。

【片山参事】

既にご意見をいただいている、反映させるものは反映しようということで、見積設計図書の方に、提案図書作成条件書、こちらのほうにお示ししたと思いますが、反映しております。実施設計になりますと、具体的に排出口の位置ですとか、意匠の形ですとか、緑化ですとか、建物の色ですとか、そういうものに限定はされますが、ご意見は伺いながら進めたいと考えています。

【坂本代表者】

坂本です。何かとんとことん進めているようですが、この協議会で合意も同意もしたということは記憶にないのですが、それでもどんどんやっていくつもりですか。地域住民の同意も合意も全く得られていない状況です。しかも我々、協議会の代表者、地域代表者が出て、これだけやってきたにもかかわらず、同意も合意もされておられません。

それと、これについて、当初から、そもそも論をやっていたはずなのですが、そもそも論が吹っ飛んでしまっていますよね。ここをどうオーソライズされた上で、勝手にそういう契約まで結ぶような状況になったのがよくわかりませんが、そんなことをやっていますか。実際に、何回も、五、六年前の、参考見積の話もしました。すごい予算になった、要するに見積になったということもありますが、そもそも論を全くオーソライズせずに契約するというのは、何か信じられないですね。

以上です。

【森口専任者】

長くなるので、これを1つやったら会長のことを決めてから意見に入ってほしいと思うのですが、山崎さんのほうから、小平のごみ量について質問があって、そのごみ量というのは廃プラ施設にもかかわるごみ量ですね。それを置きっ放しにして、この建築で設計に行く行くということ自体がわからないので、その辺はきっちり説明すべきじゃないですか。片づかないまま本契約に入るとするのはおかしいと思いますので。会長決定の後の事項で構いませんが、お願いします。

【伊藤課長】

では、よろしいでしょうか。今いろいろご意見をいただいたのですが、今のとりあえず議題としまして、会長・副会長の選任ということで、留任というお話があってから今、話が流れていってしまったというような状況でございます。

いかがでしょうか。留任という形でのお話。ほかの方もどうなのでしょう。あとは、3名の方のご意見もあろうかと思っておりますのでこちらを聞いて。光橋さんは仕方ないのかなという発言もありましたが、会長はどうでしょうか。

【邑上会長】

できれば誰か違う方にやっていただきたいというのが正直なところですね。うまく会議体を進めることができる方がよりよいかなと思うのですが、どうですか。

【森口専任者】

森口です。今、うまく進んで、今、邑上会長のもとで乗り越えようとしていることなので、邑上会長にこのまま続行していただきたいと私は思います。

【小川専任者】

私も賛成です。

【坂本代表者】

邑上会長はものすごく忙しいというのはよくわかっています。睡眠を削って頑張っている様子で、私も非常に能力があつて素晴らしい方だと思います。光橋さんも非常にすばらしくて、

お忙しいのですが、光橋さんと会長と副会長をされるのであれば、私はこのまま留任でいいと思います。スムーズにいらいますので。

マンション管理組合と同じように、どんどん変われば内容も変わってきて、前の経緯もよくわかりませんので、やっぱりここのところはある程度決着がつくまでは継続していただけないかなと、邑上会長には大変重荷とは思いますが、まげてお願いしたいと思います。

【伊藤課長】

ほかの方のご意見等は。

【岡田専任者】

お願いしたいと思っています。

【伊藤課長】

大きな声でお願いしますとか、そういうのはないでしょうか。

【邑上会長】

大きな声だと決まっちゃうみたいじゃないですか。

【伊藤課長】

ほかに立候補とか、他薦、推薦があれば。そういうご意見の方もあろうかとは思いますが、お声はどうでしょうか。

あまりなさそうですし、どうでしょう、このまま時間をとるのもどうかと思うのですが。

【森口専任者】

ご迷惑ですがお願いできませんか。

【邑上会長】

受けたくはないのですが、とりあえずここだけで時間を使っても仕方がないので、とりあえず受けることにいたします。

(拍 手)

【邑上会長】

じゃあ、光橋さんと坂本さんはそのまま、それでよいと。

では、どの時点になるかはわかりませんが、変わることがあるとしたらよろしくお願いします。

【光橋専任者】

済みません。何回もスケジュールのことを聞いて申しわけないのですが、もう来年は続くという事はないんですよね。この協議会という、施設の姿の話し合いというのは、もう1年後には建て始めるんですよね。スケジュールからすると。建てないというのもあり得るのか……。

【伊藤課長】

我々としては建てるというスケジュールで。

【光橋専任者】

その後に趣旨が変わった、何かあるんですよね、こういうような。

【伊藤課長】

恐らく、ほかのところでもやられているような形で、施設の稼働の状況とかを話し合っていくとか確認していくというような協議会に、ゆくゆくは姿が変わってくるのかなというところはあるとは思うのですが。

【光橋専任者】

わかりました。

【伊藤課長】

ただ、それが月1回なのかどうなのかというところは、またその協議会で決めていく話だと思います。

【岡田専任者】

2月からもやっているように、その後も、地域住民も入れてのメンテナンス、これは非常に重要だと思うんです。これをやらなきゃならないと思うので、ぜひ、建設するのを含めての維持管理についても、何らかの形での、違った形での協議は継続してほしい。済みませんが。

【町田専任者】

予算の面はどのようなのですか。既に我々の要求を入れたら、かなりの金額がアップすると思うのですが、それでも、それぞれの3市の負担はしてくれると。するよという、そういうことになっているのですか。

【伊藤課長】

予算に関しましては、今、先ほど業者のほうからいろいろと提案があったというような状況です。数字のほうも含めて、その辺は調整中ということでございますので、済みませんが現時点ではそこのお答えのほうは差し控えさせていただきたいと思います。

【坂本代表者】

今の課長さんの、業者のほうから提示があったというのは、ある程度の予算というのは、幾らぐらいという見積は出ているということですか。

【伊藤課長】

そうですね。見積は出ております。そちらには、仕様書もいろいろと内容の調整をしていきますので、数字は変化していくという形がございますので、歯切れが悪くて申しわけないのですが、

細かい数字等に関してはお答えができないということです。

【坂本代表者】

そうした場合に、見積としてのスペックですね、仕様書というものはある程度決めていると思うのですが、ここでいろいろ議論されたハイスペックなものと、要するに、随意契約でお考えになっていると思いますが、そこら辺の関係はどうなっているのですか。

【片山参事】

今、坂本さんがおっしゃったとおり、非常にハイスペックな施設です。メーカー側にも経験がないようなハイスペックでありますので、その点、今ちょっと時間をかけてメーカーヒアリングをしながら、互いに意思疎通を図っているところでございます。

以上です。

【森口専任者】

森口です。今つくっているのは、提案図書をやっているところですよね。提案図書の作成。実施計画。

【伊藤課長】

いや、違います。提案図書が出された状況ですので、それを取り入れて、仕様書に変えていくという作業をしている状況です。

【森口専任者】

仕様書をつくっているメーカーさんというのは、提案図書をつくっているところと同じですか。

【伊藤課長】

仕様書自体は我々がつくっています。各社の提案を取り入れるような形でまとめ上げる仕様書をつくっているということです。

【森口専任者】

では、仕様書は衛生組合が作成しているもので、それを、こういうものにしてほしいということで、これだったら幾らになるかということで入札が始まるという理解でいいですか。合っていますか。

【片山参事】

そうですね。

【森口専任者】

そうすると、今大体、予算が出ているか出ていないかということで質問があったのですが、その予算というのは、衛生組合が大体このぐらいのスペックでやってもらったらこのぐらいになるだろうという仕様書をつくって、本当にできるかどうかということで、入札するときに幾らで入

札してくれるところが出るかというのを待つということですね。合っていますか。

どうもよくわからないのが、提案図書は作成されましたよね。実施計画の。その後、今度は仕様書の作成というのは誰がやるのかなというのが気になっていたのと、実施計画と建てる人とは同じ業者さんがやるという説明は受けているので、どの業者さんがやるかということが決まって、本当の金額が決まるのは10月の入札があるまでわからないという意味でいいわけですか。

【片山参事】

そうですね。それはわからない。金額はそのとおりです。

【森口専任者】

でも、組合のほうから発注仕様書を作成したときに、幾らぐらいの価格でという希望は出されないのですか。

【片山参事】

それは出すことになるとは思いますが、それを今、調整中といいますか、メーカーヒアリングの中でやりとりをしているという状況です。

【森口専任者】

多分今質問があった、どれぐらいになるのですかということ、そういうことが聞きたいことですよ。そういうことが知りたいという意見が出ているので、仕様書が作成されたら速やかに開示してください。

【片山参事】

それは契約行為ですので、お答えすることはできないと思います。契約した後はもちろん公表することになるとは思いますが。

【森口専任者】

でも、それは、入札を求めるときには各社に、幾らぐらいでお願いしますというのは、もうみんなに見せるわけですよ。

【片山参事】

その金額が漏れてしまうと入札にならないわけですよ。

【森口専任者】

そうなんですか。

【坂本代表者】

それは予定価格です。そうです。

【森口専任者】

じゃあ、なるべくわかり次第でいいですか。

【町田専任者】

町田です。私が心配しているのは、要するに金額が、当初の設定していた金額より数倍高くなっても、オリンピックのようにそのまま進めるのかどうか。我々、いろいろ将来の負担が多くて困っているんです、それ以外にも。それなのに、なおかつ、そういう施設を今つくっていいのかどうか、そういう問題を心配しているんです。

【小川専任者】

イーストスクエアの小川です。さっき提案図書から仕様書、それから入札。契約したら金額が決まるとおっしゃっていますが、予算があると思うんです、最初から。最初13億から、現在18億とか19億とか言っていますが。さっき質問された方は、私たちの負担が幾らなのか、それが心配ですということがありますよね。

だけど、この協議会で、今までいろいろな、民間でやったときと公共でやったときのコスト比較をやってくださいとか、これもちゃんとやっていませんよね。はっきりと。それから、ヤードつきでやったときとクレーンでやったときとの、そのコストの比較もなさっていませんよね。それで、以前の説明では、公共はコストを考えないと言っています。それでいいんですか。そんなことは、国の予算でもそうですし、オリンピックだってそうだし、ちゃんとコストを下げるような形でやっているじゃないですか。それも完全にここで説明がされないまま、そのまま進んでいいのですか。私はそれが心配です。

【片山参事】

既に、今おっしゃったことは、この協議会の中で何度も説明していることだと思いますので、もし仮に予算的なもので足りないということになったとすれば、それは私どもは設置者ですから、3市にお願いをして、その中で可能な範囲であれば対応していきたいというふうに考えておりますが、施設の必要性自体は、必要であって、公共がやる必要があるという判断をして、それであの場所に建てる、桜が丘に建てさせていただくと。そして、建てさせていただくためには、やはり地域の皆さんとしっかり話し合いをしながら進めていきたい、反映させるものは反映していきたいと、そこが設置の目的でございますので、この場で、今まで話してきたことと同じことを何度話されても、私どもの回答は同じになってしまいます。

【小川専任者】

何も回答は出てこないじゃないですか。いつやりましたか。コスト比較を出しましたか、ちゃんと。幾ら、このぐらいと。

【片山参事】

ですから、公共がやることを意思決定をして、私どもがその主体となるというふうに決められ

ていますので、その枠の中で動いていますので、その点をご理解いただきたいと思います。

【小川専任者】

住民の合意 はどうなっているんですか。理解を得るといのは。理解のほうはやりましたか。

【片山参事】

理解を得る努力を今、しているところでございます。

【小川専任者】

努力じゃだめですよ。いつも努力で逃げているじゃないですか。理解されたというならどの時点で理解されたのかというのをはっきりしてください。

【坂本代表者】

今、片山さんがおっしゃった、公共の決定という意味がわからないのですが。どこで決定されているのですか。

【片山参事】

4団体で意思決定をしまして……。

【坂本代表者】

それは4団体ででしょう。

【片山参事】

はい。

【坂本代表者】

ところが、今の話でもそうですが、これは完全に地方自治法にも違反しているのは、予算の枠組みもなく、そんなのができるんですか、実際に。議会を完全に無視しているんじゃないですか。組合で決定したから、じゃあ応分の負担を3市でやってもらいますよと。だから、その予算書は幾らになるかということは、そもそもわかっていないじゃないですか。そんなのあります？

地方自治法の違反になるんじゃないですか。法令違反ですよ。これは重大なことだと思います。

【伊藤課長】

済みません、予算に関しましては、前々回、いつでしたか、話をしたと思うのですが、今回もスケジュールの中で業者の決定は議会の議決を経てという形でのお話をさせていただいております。

予算についても、こちらのほうは前にも説明しましたが組合の予算として、そこも議決をいただいておりますし、それを含んだ3市の分担金という形での議決をいただいているところでございます。

【坂本代表者】

だから、それを建築するということについての予算は、私はこの前も質問したのですが、納得もしていませんよ、全く。だって、ほかの人が納得するわけがないじゃないですか。これだけ、今までずっと協議会でやってきて。それは、予算化されているということは議会でも承認されているというけれども、私も東大和市の予算書を全部見ました。債務負担行為にも予算にも、何も予算はないです。だから、それで予算を議会の決定もなしにつくれるんですか。例えば60億をやったとします。各市に20億ずつ負担を願います。そうしたら当然、財政としては債務負担行為を立てなければいけないですよ。そうしたら、何年債務負担行為を立てるかということも考えないといけないじゃないですか。それがなくて、「はい契約です」と、そんなことができますか。できないでしょう。そんなのは自治法で禁じられているじゃないですか。禁じ手をやるわけですか。

そういうことは聞いたこともないし、それから、建てること自体が、三、四年後になって、「はい、これは間違えました」ということは言えないでしょう。だからこんなに皆さん、慎重に、協議に協議を何遍も、30回ぐらいになっているのですが、やっているわけじゃないですか。だから、ここの協議会に出ている代表の方は、それぞれの負託を受けて出てきているわけですので、市の財政でいえば議員と一緒になんです。重たいんですよ、バックは。だから、そういうのを、ここで「はい、決めました」ということは言えないんじゃないですか。その前提としての同意も合意もできていないのをやるのかという話になるんですよ。

【森口専任者】

森口です。公共でやるということが決定しているから私たちはやるだけです、という言い方をしていられちゃいますが、じゃあ公共でやることについて説明を、どういうメリットがあつてどうなのかということの説明を、私たちは受けていないし、そちらがしているとおっしゃるのであれば、私たちはそれを聞いて納得をしていないから、こうやってまだ同じ質問が出てくるわけです。

なので、そういうもろもろのことを置きっ放しにして進めるのはおかしいと思うし、まず1つ今日言いたいのは、最初から回答もいろいろな回答を配られておりますが、配って回答したから終わり、というわけじゃないですよ。5月の岡村部長の回答をいただいておりますが、それについても、この回答は全然おかしいと思っていますから、今日あたりはもう、5月からのをもって、6月に配られている回答に対して私は不服を申し立てているし、光橋さんのほうからも行っていると思うので、そういうことについて、ちゃんと順番にやっていっていただかないと、不満とかそういうものはずっとなくならないと思うんですよ。

結局、今、公共がやるからどうですかと言っている、じゃあ公共でやるメリットがそれだけあるのかということについて、みんな納得していないですね。一番最初に、とにかく焼却炉を小さくしたい、焼却炉を小さくして受け入れを減らすんだというから、じゃあ焼却炉が小さくなることだったら、ほかに減らすごみはあるだろうということから始まって、今度は民間がだめだというから、じゃあ民間は何でだめなのかということで、みんないろいろなところを見学に行っていて、最初は民間だと不安定だとか不思議なことを言っていたり、かえがないとか、すぐ潰れるとか言っていたのも、みんなそうじゃないということはこの協議会で1つずつ突破したと思います。それで、今度、民間の悪いところはないという段階になったら、今度は公共事業でやると決めたからだと。そういう言い方をされたのでは元も子もない。ここでみんな話し合ってきて、民間のことなどを見た上で、民間でできるねということをおこの会場の人には大体、おかしいよね、今まで民間でできないと言っていた理由が、どんどんころころ変わってきて。その上で、今度、最後になったら、公共でやると決めたんだと。じゃあ、公共でやると言っているのだったら、廃プラ施設の量なんかはどうなんだと小平のごみについて聞いたら、ぶち切れて、岡村部長の発言に至って、回答にならないような、どうしてもやるんだと。もう、恫喝のような発言が飛び出してきているわけです。

ですから、そのあたりからきっちり片づけていただかないと、話が進まない、今日はそちらのほうの回答についてお願いできませんか。

会長、いかがでしょうか。

【片山参事】

これまでも説明してきたと思うのですが、本来、こういう仕事というのは公共がやるのが原則というふうに法律上なっています。そうできない場合に委託処理が可能であるという状況であって、そんな状況の中で、3市4団体は公共でやろうという意思決定をしているわけです。そのことは理解いただきたい。どれが得だから、低コストだからということではなくて、本来、行政がやる仕事なので、それができない場合は委託という原則に基づいて意思決定がなされているということです。

【森口専任者】

でも、一番最初の19年だかの調査報告書とかそういうときには、6品目をやればコストが安くできるんだと。施設に関して。そういうふうにならなくて始めてきたことなのに、今、2品目ずつにしたら、各市のコストはかえって上回っていませんか。

【片山参事】

今申し上げたとおり、今まで何回も説明しているのですが、公共はそれぞれ、今できないで委

託処理されている市もありますが、公共が原則としてやるということで、公共が3市それぞれに場所を見つけて建設した場合については、比較すると、これはプラントの一般的な例ですが、3分の2乗則といいまして、規模の原理が働きます、コストは安くなる。そういう意味で、6品目の段階についてはコストが安くなるであろうという記述をしているところです。

【坂本代表者】

今の片山さんのはすごくおかしいと思いますよ。公共が私も今の森口さんのご意見で気がついたので、実は聞いてくれと住民の方から言われたのは、この施設をつくった場合にメリットは何があるんだと。財政負担はどうなるんだ。そこを全部明らかにしてほしい。3市ともに。そのメリットを示さなければ、とてもじゃないけれどこんな狭いところにつくる合理性は何も見出せないというような話なんです。

だから、公共がいいというのは、もう、これは50年も前からチープガバメントと言われていくくらいに、要するに安価なる政府ですよ。だから、財政規模はできるだけ小さくしていかないといけない。そういう処理費も少なくしていかなければいけない。しかも、東大和市と武蔵村山市は民間委託して、実際に公共がやるよりも安くできています。施設も持っていません。だから、その負担の負の資産を持つこともありません。武蔵村山の汚水処理場も、建築基準法上ではもうあそこは廃止になった。だから、小平市長が言っているような、そもそもの応分の負担というものの根拠の1つは崩れてしまったわけです。

それで、最も大事なことを今から申し上げます。これは環境省に確認したことです。ペットボトルとプラごみということは今、考えられていますよね。2品目ですよ。ペットボトルはドイツのデュアルシステムと同じように、ドイツの方式を見習って、10年ほど前、タスクフォースで欧州に視察に行かれて、今、盛んに議論されています。容り法のペットボトルは今後民間に完全に移行してしまいます。そうすると、地方自治体とかがやる必要はなくなる。その可能性は十分です。それを、今の審議会のほうでまとめているのは、オリンピックまでに一応回答を得ると。そうしたら、ペットボトルの回収は、イトーヨーカドーとかそのほかでいろいろやっているように、あれはそもそも経産省のほうとやっているのですが、その審議会は、経産省と環境省と農水省が3省一緒になって、事務委託は三菱UFJ銀行の、いわゆる三菱総研と同じ系列の調査会社に委託しています。そこにも聞きました。要するに、ペットボトルを自治体で回収するようなことはもうなくなるんですよ。ドイツと一緒にですよ。

だから、それをみすみす今つくって、はい、もうこれは要らなくなりました、じゃあ廃プラだけやります、と言ったって、それはないですよ。だから、世の中のそういう流れをよく酌んでおかないと。負担するのは市民ですから。小池百合子じゃないですけど、市民ファーストです

よ。都民ファーストじゃなくて、やっぱりこういうのは市民ファーストなんです。

だから、どんどん市民に負担させるといいというわけじゃないですよ。プラスチックごみにしても、東大和は始めたかもしれないけれど、まだやっていない小平と武蔵村山にしては、プラスチックごみは何も80円のごみ袋に入れて出すようなばかなことはしないほうがいいと思います。

以上です。

【森口専任者】

今、岡村部長の発言の回答用紙を見ているのですが、重なる部分もあるので、こちらをやりませんか。そうしないと、普通の、ただの流れで行っちゃうと、全然何も片づかなかったことになるので、ここに回答表とか文章が出ていますので、これについてやっていただきたいと思うのですが、皆さん、いかがでしょうか。

【小川専任者】

はい、そうしましょう。

【森口専任者】

会長、いかがですか。

【邑上会長】

もともと前にあったもので、止まっているものですから、それ自体は結構かなと思います。

ちょっと私からも一言というか1点あるのですが、これも前からという話になってしまうのですが、前から言っているし、という話になるのでしょうか、意思決定していますというのは結構なんです。意思決定するには、意思決定に必要な材料があるはずなんです。資料ですね。その資料を提示していただいたほうがいいのかなと思うんです。我々としては。我々というか、市民に対して。少なくともこの協議会には。

なので、意思決定するに当たって、当然、民間委託とか公共でやるとか、どういう施設でやるとか、いろいろ検討されていると思うんです。そのコスト比較なり、総合的にというなら、総合的にどう評価したかをちゃんと書いてある資料があると思っていますので、その資料をきちんと開示していただく必要があるかなと。開示していただいて、見れば、ああなるほど、となるのだと思うんです。管理者たちが意思決定したわけですから。

なので、その資料の提示をしてくださいとお願いしたいです。それはそれで、また後で出してもらうということで、お願いしたいのですがどうでしょうか。

【松本課長】

ごめんなさい、邑上会長がおっしゃったように、資料を、別に出さないわけではなくて、その

求めている資料の意味が、聞いていてちょっとわからないのですが。要するに、廃棄物処理を自治体が公設でやっていくということに関してを言っているのか、それともこの事業を3市で何でやっていこうとしているということをどうやって決めたのか。

なぜそういうことを言うかという、これはもう従前から言っているのですが、廃棄物処理を行うのは自治体の処理責任なんです。その処理責任をどうやって果たすかというのは、みずから市町村が処理施設を設けていかなければいけないんです。民間委託によってそれをやろうとするのであれば、さっき説明があったように、みずから設置して処理していくことができません、だから民間委託です、という話が原則なんです。最初から民間委託ありきで廃棄物処理をやっていくという自治体の考えはないというか、それはとれないんです法律上。

なので、そここのところの、みずから自治体が処理施設を持って処理していくということは、法律に基づいた行為なので、そここのところは何の資料を言われているのかが、ちょっといま一つわからないのですが。

【邑上会長】

まず、今の回答の中で、法律によってという話だったので、今回の進め方で、まず施設を自分のところで持つと。そういうことが明記されているということですよ。それで、持てなければ、その他のというふうに書かれているような、ちょっとその条文は私はわからないので、そこをまず提示していただければと思います。まず1つ、今の回答に対して。まず自前で施設を持つ必要があると書かれているとおっしゃいましたよね。

【松本課長】

いや、そういうふうに書いてあるかは別ですよ。

【邑上会長】

だから、どういうふうに記述されているのかを説明していただいて、それはちょっと勝手に受け取っているんじゃないですか、となるのか、そのとおりですねとなるかは、見せていただければわかると思うので。今の、回答についての1つ、資料についてはそうです。

それで、意思決定する際には、いろいろな資料が必要だと思っています。それは先ほども言ったように、まず絶対にコスト比較ってあるはずですよ。行政で持たなければいけないと言っていますが、お金の問題は絶対について回るので、幾らかかっても持つという選択肢はないでしょう。もしそういう選択をしたら、当然、市民は反対しますよね。ですので、お金の比較をしている資料があるでしょうということで、コスト比較の資料です。

それで、コスト比較するということは、当然、方式。一番最初の資料には方式が幾つかあったと思うのですが、方式。施設なり、公共が全てやるとか、民間がどうやるとか、いろいろ何案か

あったと思いますが、それぞれ、そういう方式があると思います。それぞれの方式などでコストなどがこう違いますよと。だから今回はこれを選択しますということを、通常すると思うんです。言っている資料はそういう資料です。多分、何案かあると思うんです。何案かあるうちの、そのうちのこれ、というふうにしてはいるはずなので。意思決定しているときには。何もなくて、何となくこれ、ということはないはずだと思っています。もしそうだとしたら、そういう回答になってしまうのですが、基本的にはこういう資料があつて、この内容からここを選んでいると。リスクだとか、いろいろあると思うのですが。

【松本課長】

話はわかりましたので、事務局と調整を詰めたいと思います。

ただ、今、会長からもあった言葉と、前に、というのは会長よりも前のところで、コストの話が出てはいるのですが、コスト比較は、前にも言ったようにやっていないんです。なぜやっていないかというのは、要するに、今の東大和市の委託の状態、武蔵村山の委託の状況、小平市の状況というところの比較は、それは当然つくれます。ただ、その比較は、本来言うべきところの我々、比較だとは思っていないんです。要するに、内容が全然、条件が違うので。見ていただいたとおり、私ども東大和市は単年度単年度で入札をやった結果、比留間運送さんに落ちているわけです。今年度も比留間運送なのですが、比留間運送さんは見ていただいたとおりVOC対策はやっていないので、だから、我々自治体が公設でつくるとなるときには、VOC対策も含めてやっていこうという施設をつくっているのです、そのところが条件が違うので、そういう意味でのコスト比較はできないというのがございますので、今の単純に状況と、これからつくる施設のコストを比較というのは、なかなか条件が違うので、それが、条件が違っていいからその比較ということであれば、それはできるわけですが。

何が言いたいかという、比較できるもの、当然検討しなければいけないものについてはあるので、それについてはお出しするという事で対応したいと思います。

【邑上会長】

先ほど、小川さんからメリットの話がちょっとあったと思うので。もちろん、税金が安ければ安いに越したことはないというのはまず1つありますが、いろいろなリスクがあるけれど安くしたほうがいい、とはならないと思うんです。そういう意味でのリスクとか、コストとかを掛け合わせた形で評価するというか、判断するということになると思うので、その部分も入った状態で、現状の値とこれから先というのは、その比較でいいと思うんですよ。

私がさっき言ったのはそうじゃなくて、今回、こういう方式で今、検討していますが、この方式1つしかないはずはないだろうと。もともとの、基本設計か何かの案にも、いろいろな案が

よって載っていたと思うんです。ですから、今回、プラスチックのごみを処理するに当たって、方式が幾通りかあったと思うんです。やり方を含めて。そのコスト比較を、していないと言われたので、じゃあないのかもしれませんが、コスト比較があるんじゃないかなと思っていたので聞いてみました。やり方です。今回のやり方がベストで唯一なんですかということです。

【松本課長】

やり方がベストというのではなくて、やり方は容りのルートに乗せるので、その容り法に基づいた形が営める施設しかつけれないんです。だから、ちょっと言っている意味がぴんとこないんですけれど。

【森口専任者】

まず、今の現状のコストを、今、松本さんは一生懸命、どうやったら出せるかということを考えていただいています。一番最初にあるのは、まずプラスチックを、6品目でも何でも、ここで処理しようと思ったときの、最初のコスト比較とか、そういうものに対して提示してくれということも含まれていますか。邑上会長の質問には。

【邑上会長】

もう一回言ってもらっていいですか。

【森口専任者】

まず、最初に桜が丘でつくろうとしたときに、3市の市長が公共でやろうと決めたとときの意思決定がどういうものでされたかという情報の開示だと思って聞いていたのですが、今、松本さんが一生懸命求めてくれているのは、私は必要だと思うから、現状のコストの比較をしてくださる努力を松本さんはしようとしてくれているのですが、一番最初に理事者たちが公共のことでしようと思ったときに、どういうコストなどの設定をしたかという、過去の決定事項についての情報の開示をしてほしいということが、邑上会長の質問なのかなと思って聞いていたのですが。違っていましたか。

【邑上会長】

はい、そのとおりです。なので、今から何年前ですか、理事者が意思決定したわけじゃないですか。3市長が。

【松本課長】

今の2品目の話なのか。森口さんのでいっちゃうと、イメージ的に6品目のようにも聞こえちゃうのですが。

【森口専任者】

だから、6品目でもいいんですよ。要するに、資源物を公共の施設でしなければいけないと決

めたときに、理事者たちはどういう選択肢の中からそれをしようと決めたか、一番最初の、ここに岡村部長の発言の中にも全部含まれていますので、そういうときの開示をしてくださいということです。

それで、当然ですが、説明会で、土地の候補地がなかったとかいうのもありましたが、どういう決定を3市の市長たちが、例えば民間の何があるねということになったら、公共で持たなければいけないねという決定をしたかという、過去のことを開示してくれと言っていることだと思うんです。

今、松本さんがしてくれようとしていることは、当然、私は必要だと思いますが、過去がどういう経緯でなっているかということ、何も検討されずに決定しちゃったじゃないかという懸念があるので、どういう選択肢の中から公設でつくるという選択をしたのか、そのときに比較したものを開示してくれと言っているわけで、今、あなたたちに何かを作成してくれと頼んでいるわけではないんですよ。過去のものを出してくださいと言っているということだと思いますね。

【邑上会長】

はい、そうです。

【坂本代表者】

今、森口さんのおっしゃったことも非常に大事なことで、邑上会長がおっしゃっていることは、私は非常によくわかったのですが、松本さんがおっしゃっていることはよくわからない。というのは、一番わからないのは要するに、自治体でごみ処理をしなければならないという、要するに民間委託よりも自治体がやるべきことということが、法律のどこに明記してあるのでしょうか。資料をつくられるのであれば、これは法律のこの何条に基づいてこのように明記されているとか、あと容り法でも、ここに基づいてこうなっているということを、きちっとお示しいただきたいと思うんです。

ここまでは、私は法律で縛ることもないだろうし、そんな細かいことはずっと下位規定のほうで決めることで、あとは条例一般に基づいてやればいい話だと思うのですが、今までずっと何十年も民間委託をやってきて、しかも、資源物集団回収についても、これも民間でやっていますよね。三、四十年前は、東京都のごみの回収だって、これは都がやっていた話です。それが今は完全に民間委託しているじゃないですか。あそこの西武線を通れば、百人町あたりのところには100台以上のごみ収集車が順番待ちで並んでいることを思い出しましたが、何と無駄なことをやっているんだということで、やはり、税金の負担は、市民とあと交付金とかで賄われていますが、その税金はきちっと大事に使わないといけない話じゃないですか。

ですので、資料の提示というのは、要するに、資料の提示は、メリットはこういうのがありま

す、こういうことでこう決まりました、これは何に基づいてこうなりました、それで、今、松本さんがおっしゃった、法律に明記してあるのであれば、その法律の条文までちゃんと示してください。できればその写しまで。ここにこのように書いてありますということまで示してください。

以上です。

【小川専任者】

今の坂本さんの質問に対して、回答はないんですか。今、坂本さんが条文を出してくださいと。

【松本課長】

いや、私は、坂本さんみたいな方がそういうことを質問する、要するに私が言っている内容がわからないということ自体が、「えっ」とびっくりしたところです。

以上です。

【邑上会長】

いや、でも、さっき、法律にどう書かれているかというのは、一応提示してくれるという。

【小川専任者】

提示してくれるんですね。

【松本課長】

逐条解説を持ってきますよ。逐条解説の中に、そういうことが、直営によりがたいときに民間委託ができますよというのが書いてありますから、それを持ってきたほうが、百聞は一見にしかずだと思いますので。

【坂本代表者】

それは法律でもないでしょう。法律の逐条解釈というのは別ですので、そうであれば、それを添付すればいい話ですよ。

【松本課長】

私は、坂本さんは法律に詳しいと思ったので、そこまで言う必要はないと思っただけです。

【小川専任者】

言わせてもらいますと、さっき片山さんが、ごみ処理問題は公共でやるのが原則だと。また、松本課長は、ごみ処理は法律で定められていると。そう言いますが、それでみんなをおどかしてじゃないけれど、押しつけようとしているのですが、さっき、公共のほうはあくまでも原則ですよ。法律は法律で、法律解釈は私はしませんけれども、現在、さっき坂本さんがおっしゃったように、ごみ処理は民間委託を何十年とやってきましたよね。法律違反でやってきたじゃないですか。それは、ごみ処理をやるのは法律で定められていると。民間委託じゃなくて。民間に委託す

るのは法律に違反していると。だから法律で定められていると。

【松本課長】

よりがたいときには委託と。

【小川専任者】

だから、私はごみ処理と思ったのですが、いくなれば、さっきから公共が原則とか法律とか、何かと難しいものを持ってくるけれど、何でそれだったら、協議会だとか住民の理解とか合意とか、そんなものが出てくるかと。これはあくまでも、原則は原則だし、容り法は容り法であって、住民の理解と合意を得た上でやらなきゃいけないということですよ、原則は。だから、このごみ対策に対しても、周辺住民の合意を得た上でというのが大前提じゃないですか。それがまるで全然理解できていないのに、理解してくださるように努力していると。幾ら努力しても、どの時点で理解されたということははっきりしていませんよ。

それともう1つは、岡村部長のお話になります、ここに出ていますから。さっき森口さんがごみ処理に対する考え方が違えばそれぞれでやりましょうという。ああいう言い方はないですよ。私たちはごみ処理の対策でいろいろと相談しようと言っているんですよ。私の受けとめ方は、岡村部長は、じゃあ、あなたたちと考え方が違ったら、私はやりませんよということじゃないですか。もっと、ごみ処理に対するいろいろな考えを議論しようというところですよ。だから、それに対してはサーマルもあるし、それも議論しましたかとか、それから必要性についても、ここでちゃんとやらなきゃいけないんじゃないか、やるべきかどうかというのを議論しようとしているんですよ。それが、はっきりした回答が出ないままここに来ているんですよ。コスト比較に対しても、あれこれ、民間と公共は比較する対象がないと言っていますが、片山さんはちゃんと説明しましたと言うけれども、松本課長はそういうことは出していないけれどもと言っているし。回答がちぐはぐではだめですよ、それは。ちゃんとはっきりと、幾ら幾らコストが、こっちのほうが有利ですよ、このぐらいはこのぐらい差が出ますよとか、ヤード式をやったときとクレーン式とではこれぐらいの差が出ますからこっちがいいですよとか、そういう比較をしたことがありますか。金額で。おおよその金額でいいんですよ、それは。だから前へ進まないんですよ。だから行政でやるのは、さっき言ったように公共が原則だ、法律にのっとってやっていると。法律でそう定められているとか、そういうことを言って、岡村部長と同じような考え方で強引に進めるとしか思えないですよ、はっきり言って。管理者の言い方正直そう思いますよ、今までずっと参加して。

それからもう1つ。上流、下流と言っていますけれども、自分たちのいいような理論で上流、下流と言ったってしょうがないんですよ。だから、廃プラ施設も、委託してちょっと立ちどまっ

て考えて、もっと意識改革をしてごみを減らして、それで考えても遅くないんじゃないんですかと。何でいちいち、そうやって、焼却炉焼却炉の建設するのを先にやってもいいじゃないですか。私はそう思いますよ。

それともう1つは、そこで廃プラを燃やすと炉が傷むとか、コストがかかるとか言っていますが、今、小平の軟プラ燃やしているじゃないですか。それから、溶鉱炉なんかでも、熱いやつをつくっていますよ。そういうことを考えると、そんなこと、屁理屈言ったってだめですよ。私はそう思っています話しているけれど、全然、説明がなっていないと。今まで具体的な資料なんか、頼まれことは前の方たちが全部出しています。私はそれを大ざっぱに言いましたけれども。そういうことを考えてみると、やっぱりおかしいと。行政がやっていることは何かおかしいと。強引にやっているとしか思えません、私は。だからこれは一度立ちどまって考えて、延期するなり、もう一回白紙撤回してやるなり、考えても遅くないと私は思いますけれどね。

【森口専任者】

このまま続けても、ダブっていることは、本当にこちらの回答とダブっているところがあるので、こっちに入ったほうがきれいに片づくと思うのですが、いかがでしょうか。

【小川専任者】

そうしましょう。

【邑上会長】

皆さん、資料ってお持ちですか。資料としては7月9日に配付されているものということなのですが。

【光橋専任者】

この資料は、6月の私の手紙に対して、7月に渡していただいた。

【邑上会長】

回答が書かれているものという。

【光橋専任者】

ただただで説明されていないやつですね。

【邑上会長】

これを使ったほうがいいですか。

【光橋専任者】

いや、その後に、8月の協議会は、その返事を、私が資料をつくって、邑上さんのほうにお渡ししていたので。ありますか。一応、印刷したやつを持ってきたのでお配りします。今見たら、そのまま持って来たのですが、8月の日付の時刻として書いてしまったので、ちょっと日付がお

かしいですけど。申しわけないのですが。

電子データ、ありますか。8月の協議会の直前にお送りしていたのですが。

【邑上会長】

探してみます。今はちょっと見当たらないです。

資料が出てきましたが、どこからやりますか。番号は。

【光橋専任者】

順番にやっていただいたほうが。岡村部長の発言に対して、上から順番に質問していますので、これに対してご回答、さらにそのご回答に対するこちらの感想ですか、書かせていただいています。

【森口専任者】

光橋さん、これが岡村部長個人の回答なのか、4団体の回答なのか。

【光橋専任者】

遠慮せずに、森口さんのご質問として聞かれたらいかがですか。

【森口専任者】

はい。これ、回答は出ているのですが、これは岡村部長が個人の回答として書いたものなのか、4団体の回答として答えたものなのかを、まず一番初めにお聞きしておきたいので。

【邑上会長】

それは7月の時点で提示されている回答がということですよ。

【森口専任者】

はい、そうです。それについて、4団体が4団体として回答しているのか、岡村部長が岡村部長個人として回答しているのか、もしくは小平市として回答しているのか。回答した方が誰なのかということがわからないと。

【邑上会長】

「行政側」と書いてあるので。

【光橋専任者】

済みません、補足しておきます。資料の赤字に書いてあるのが、私のほうでつけ足したところですので、行政側かプラウド地区自治会専任者光橋なのかというのを分けてあるのと、あと、和暦のところ、私は仕事上、西暦でやっているのがなれているものですから、いちいち和暦の横に西暦を括弧書きで書いていると、それだけですので、趣旨は変えておりませんので、そういう内容でご理解ください。

【邑上会長】

まず、最初の、ここの内容から話していくと何だかわからないから、右だけの話をしてもあれですよね。順番に。

【光橋専任者】

順番に行かないと。

【邑上会長】

ですよね。じゃあまず、一番左側の1という番号からでいいですか。

【光橋専任者】

これは私のほうから言ったほうがいいですかね。私の質問なので。

じゃあ、2の1からいきます。「資源物の施設をつくると決めたのはるか前の話」と発言されたが、正確にいつ、何年何月何日なのか。

補足としては、岡村部長の発言は、「資源物の施設をつくろうというふうに決めたのはるか前の話です。それは東大和の市長もそういうふうにオーケーをして、3市で決めたことです。それに基づいて小平はごみの政策を立ててきました」ということで、右のほうの欄のご回答をいただいております。

行政側の回答として、平成17年（2005年）8月23日、平成19年（2007年）12月25日の3市の理事会で確認している。その後、資源化施設の対象品目を6品目から2品目に変更して事業を進める基本事項が平成25年（2013年）1月8日付で4団体で確認されている。また、新焼却施設整備の方向性については、平成27年（2015年）11月6日の組合正副管理者会議において、前処理を行う2つのごみ処理施設の整備を前提に、小平市の現焼却施設用地での方針が確認され、3つのごみ処理施設の整備の役割分担や負担方法について協議していくこととしている。というご回答です。

それについて、私のほうです。「資源物の施設をつくろうというふうに決めたのはるか前の話」というのは、平成17年（2005年）8月23日、平成19年（2007年）12月25日の3市の理事会で確認している部分のことですね。この時点から、その後である平成25年（2013年）1月8日までの間、8年近く経過しています。その間に一度中断し、市長がかわってから突然理事会で決めたからということで、「はるか前の話」として説明されているのは不誠実です。という感想です。

どうでしょう、これ、順番にいきましょうか。

【邑上会長】

これは、回答に対して、さらに今回は質問というわけじゃないですね。これは。

【光橋専任者】

はい。今回の岡村部長の発言に対して、こういう質問に形式になったのは、私が休んでいたの
で私のせいでもあるのですが、分解して質問事項を一個一個表にしてやりましょうという話にさ
れちゃったので、今、こういう形になっちゃっているのですが、趣旨はちょっと私、違っていた
んです。岡村部長の発言自体は、いろいろ聞きましたが、私にとっては市民を恫喝するような発
言にしか聞こえませんかということを説明するために、いちいち確認しながらさせていただいて、
それについて、せっかくですので、回答をいただいたので、その回答が納得できませんよとい
うことを表にさせていただいた次第です。

ば一つといきましょうか、最後まで。

【森口専任者】

途中で言いたいことがあったら手を挙げてもいいですか。

【光橋専任者】

どうぞ。

【邑上会長】

じゃあ次、2番でいいですね。

【光橋専任者】

はい。2の2で、質問、「当時の3市で施設を建設することを決めた」とあるが、議会制民主主
義にのっとり、公正な決め方だったのか。そもそもの発言は、「資源物の施設をつくろうといふ
うに決めたのははるか前の話です。それはそれは東大和の市長もそういうふうにお케이をして、
3市で決めたことです」。

これに対してご回答が、資源物処理施設整備に係る基本構想策定をはじめとする予算が議会制
民主主義にのっとり、小平・村山・大和衛生組合で可決されており、さらに衛生組合の負担金を
含む予算が3市の各会議で可決されている。

その感想は、当方は上記1の理解のとおり、はるか前の話である平成17年（2005年）8
月23日、平成19年（2007年）12月25日の3市の理事会で確認している時点のことにつ
いて、議会制民主主義にのっとり公正な決め方だったのかとお尋ねしています。この回答は、
その後である8年近く後のことです。意図的に回答をご自分の都合のよいようにされており、不
誠実に思われます。「平成17年（2005年）8月23日、平成19年（2007年）12月2
5日の3市の理事会で確認している」は、議会制民主主義にのっとり公正な決め方ではなかつた
のではないかと推測されます。

【森口専任者】

ここで私、一言言わせていただいてもいいですか。

平成17年8月23日の理事者会で確認された、共同処理用地として東大和市暫定リサイクル施設を借用することは、組合議員及び東大和市議会議員に知らされていません。当時の組合議員の方から、情報公開で理事者会の合意をした内容を知ったと伺っています。議員の知らないうちに理事者間で建設予定地が決められたと認識しています。もし議員に知らせた事実があるならば、会議録の提示をお願いします。

【光橋専任者】

これは、今の話の前の、邑上会長が求められた資料と同じものという。

【森口専任者】

邑上会長の資料の請求は、3市の市長が公設でつくるに当たってどのような比較検討の中から公設をするということを選んだかという参考資料を求めています。

私が言っているのは、民主主義にのっとってやったとおっしゃるのであれば、光橋さんの言っていることと同じで、17年8月23日までに、例えば組合の会議録において、3市の衛生組合の派遣議員たちに、ここはここで、東大和を想定地にして建設を進めますよという、定例会なり何なりの会議録の提示を求めています。そういう話をされたのか。

【小川専任者】

会議録を出してくれということですね。

【森口専任者】

そう、会議録を出してくれと。17年のときにやっていた議員さんは、私が、理事者がここにするという合意の情報開示をしたとき、それを見て、初めてこれを見たとおっしゃっていましたので、されていないと思いますので、それがあれば、やってほしいと思います。情報開示をお願いします。

それで、まず17年のこのときも、3市の市議会議員に、3市の市議会なり衛生組合派遣議員のなしのうちに、17年に理事者間で決定しているのですが、尾崎市長が新市長になった23年4月の選挙以降の経緯でも、想定地を受け入れ不可能とした庁議が22年6月だったのですが、尾崎市長が市長になったときには、まだ受け入れ不可能とした庁議が残っている中で、尾崎市長はその想定地の施設受け入れを小平市長に伝えています。その事実として、平成23年10月の小平市一般会計特別委員会会議録に、「現在の地を白紙に戻すということは基本的になくなったと伺っております」というふうに小平市長が答弁しています。その答弁について、後日のほうの、小平市長が衛生組合の定例会の後に文書を出すのですが、そういう文書の中で、東大和市長は改

選後の7月に2市を訪問し、8月には東大和市で3市長の集まりがあったことを、翌年2月の組合定例管理者報告に記載されていますので、尾崎市長は、自分が選挙で受かった後、市議会議員には何も言わないうちに、8月に市役所で3市の集まりをやって、7月には2市を訪問して、その後小平市長が10月に、基本的には白紙に戻すことはなくなったという発言をしていますので、勝手にまた、尾崎保夫市長がそういう約束を市議会議員などに諮らないうちにしてきたということも判明しています。情報公開で、8月30日午後2時に、小平市長と武蔵村山市長が東大和市役所に来庁していることがわかっています。けれども、その後の9月の定例議会などでは、全然、12月の、とにかく市議会のほうでは、尾崎市長はそういう、会ったとか、こういうことをしたということ、まず市議会の議員の質問には答えていません。なので、こそこそやったことだと思います。

ということで、ここに書いてある、今、光橋さんが求めた、民主主義に諮りちゃんとやったものかということに対して、組合が書いてきた回答以外に、これだけの情報があるということ、皆さんにも知っていただきたくてお話ししました。

進めてくださって結構です。

【光橋専任者】

続けます。2の(3)、前提としてナンバー2のほか、公正な決め方だったと仮定して、今現在、実現されていない理由と問題が解決されない理由は何と考えるのか。

ご回答が、3市の理事者会で確認されたことを突然ほごにするとの申し出が、前東大和市長からあったことによる混乱を収集するのに時間を要したことが最も大きな要因であると考えます。

それに対する私の回答は、そのご回答はそのとおりでしょう。しかし、3市の理事者会で確認されたことを突然ほごにするとの申し出が前東大和市長からあったことの原因を、3市で検討されたのでしょうか。その責任を前東大和市長に全て押しつけ、前東大和市長はその直後に選挙で落選されたため、小平市はその責任の全てを東大和市の責任にただけであり、なぜ前東大和市長が3市の理事者会で確認されたことを突然ほごにする申し出たのかの理由を考えることを怠っていると考えます。

その理由は、3市が近隣住民の説得に失敗したからであり、3市の理事者会で確認されたこと自体が議会制民主主義にのっとり公正な決め方ではなかったからだと理解します。

次いきます。4の1、これ、順番が、済みません、私の質問からやっているのですが、右のそもその発言から読んだほうが理解しやすいと思いますので、先に右のほうから読みます。

岡村部長の発言「資源物の施設をつくろうというふうにしたのははるか前の話です。それは東大和市長もそういうふうにお케이をして3市で決めたことです。それに基づいて小平はごみ

の政策を立ててきました。それをいきなりできないと言ってきたのはそちらの東大和市ですよね」。

この発言に対して私の質問は、「できないと言ってきたのは東大和市ですよね」との確認を求める発言があったが、これは近隣住民に対する確認する意図があったのか。

それに対するご回答が、近隣住民の方々への確認の意図はありませんが、小平市の立場を説明するための発言でした。小平市は3市の確認事項に沿ってごみ処理行政を進めてきています。したがって、確認事項が履行されない場合は、それに伴う対応を図るため、確認前に立ち返って小平市の単独処理も選択肢としてごみ処理行政を考え直す必要があることを説明したものです。

これに対して私のほうは、小平市部長の「できないと言ってきたのは東大和市ですよね」の発言の意図が、小平市の立場を説明するための発言でしたという部分は理解に努めます。しかし、我々に向かって疑問調の発言は不愉快であり、「したがって」以降の説明は、「できないと言ってきたのは東大和市ですよね」の発言の説明ではありません。回答希望内容5以降の発言のご説明だと思いますが、回答希望事項4以降の説明をあえてここでされるのは不誠実に感じます。

4の(2)、先ほどの岡村部長の発言に対して、東大和市より建設ができないとの回答に対して、近隣住民に瑕疵があったと小平市は認識されているのかと質問しました。

ご回答は、近隣住民に瑕疵があったとは認識しておりません。しかし、東大和市で公正な選挙により選出された市長のトップ間での確認は、自治体間の大変重い約束だと認識しています。

それに対して、回答希望内容5のご回答は、「近隣住民に瑕疵があったとは認識しておりません」で終わりだと理解しています。「しかし」以下のご説明は、市長のトップ間での確認は議会制民主主義にのっとり公正な決め方ではなかったものであろうと、一度約束したのだから自治体間では絶対守らなければならない、だから近隣住民は納得せよとのご説明です。議会制民主主義にのっとり公正な決め方ではなかった市長の決断に対して、選挙民の少数派である近隣住民は反対する権利はないとのご説明は、住民・市民の意見を無視した行政の傲慢な説明に聞こえます。

【森口専任者】

そこで1つ。この行政側の回答ですが、市長間での認識が自治体の重い約束であるということをおうたっていますが、市長間のトップ間での確認が自治体の重い約束であるならば、住民が理解を得られたと判断された後に施設整備事業に着手するとした、平成20年1月8日の確認(合意)は守られるべきもののはずです。ところが4団体は、理解が得られたとは言いがたいとしながらも、わずか10カ月後の同年11月に、新たな確認をしました。このような対応が可能なのであれば、平成17年8月の確認も、想定地でできないと申し入れがあったときに見直されるべきものであったと考えます。

市長間のトップ間での確認が自治体の重い約束と言いながら、このように一貫性のない対応を

してきた4団体の事業の進め方が、住民の理解を得るところか取り返しのつかない住民との溝になっています。

以上です。

【光橋専任者】

6番目にいきます。岡村部長の発言「そこで私どもとしてはリサイクルセンターができないのであれば3市ばらばらでもいいですよ、とごみ全体の資源物だけではなくて焼却も単独でやりましょうという話をしました」。

それに対して質問しました。リサイクルセンターが建設できなかった場合には、焼却処理もばらばらに実施すべきとの小平市の結論について、なぜリサイクルセンターが建設されなかった折には焼却施設も別々に実施することになるのか、論理的な理由を説明いただきたい。

その質問に対して回答。焼却施設を長年受け入れてきた小平市としては、サーマルリサイクルを主張する考えや、中間処理を民間委託する考えとは、廃棄物処理の考え方が異なりますので、民間委託やサーマルリサイクルの手法を選択する場合は、焼却施設を引き続き小平市で受け入れることは到底できません。したがって、廃棄物処理の考えが異なる共同処理を行うことに無理があると考えますので、各市で処理をすることも小平市は選択肢として考えていると説明いたしました。

そちらのご回答に対して私のほうでは、特に論理的な理由があるわけではなく、小平市の方針であるということに理解しました。つまり、小平市の方針に逆らう場合には焼却炉を使わせないという恫喝の方針であるということに理解しました。

【小川専任者】

これに対する回答は、重なると思いますが、光橋さんの言われたとおりだと思います。廃棄物処理の仕方の考え方が違うということは、それは違うことはいろいろあるでしょう。それを議論して進めるのが本当の政治家だと思います。それを押しつけるということは、恫喝としか言えないと私も思います。

以上です。

【森口専任者】

森口です。これは先ほどもはっきりした回答がなかったのですが、行政側回答ということで、このことは、4団体がみんな岡村部長と同じ考えだという認識でよろしいですか。

松本さん、どうぞ。

【邑上会長】

いや、松本さんに言うのではなく。

【森口専任者】

かわいそう？ じゃあ片山さん。病み上がりなので悪いかなと思って。

【光橋専任者】

ちょっと、非常に大事な質問なので、全部終わってからにしてください。

【森口専任者】

はい。

【光橋専任者】

では次にいきます。7の一番最後ですが、私のほう、小平市岡村部長が発言された内容についての撤回及び謝罪を求めたい。

ご回答が、説明の拙さと、やや感情的な物言いになり、協議会委員の皆様にご不快な思いをさせた点については謝罪いたしますが、内容について撤回する考えはありません。

私の感想が、不快な思いをさせた点については謝罪いたしますが、(恫喝方針の)内容について撤回する考えはありませんとのこと、謝罪していただいたことになっていません。今後のごみ処理関係の他の事案でも、小平市による恫喝方針にて進められることが予想され、今後3市のごみ行政が不合理・非効率なものになると懸念します。

次いきます。3枚目です。市民が負担する税負担や近隣住民の生命、健康に対するリスクをふやしてまで、本当にこの廃プラ施設を建設する論理的で冷静なちゃんとした理由を明確にお答え願いたい。

ご回答が、3市での焼却施設を維持し、将来にわたって安定的な廃棄物処理行政を執行していくためには必要不可欠な施設であり、環境面でも健康面においても現状より良好な施設となることを考えています。

私の感想が、環境面でも健康面においても現状より良好な施設となると考えていますとは、何を根拠におっしゃっているのか理解できません。また、そのためのコスト面についても、今までに示されたような齟齬や矛盾、訂正の多い資料でなく、正確なデータに基づく予測値と、住民が納得のいく資料をお示してください。

9番目です。ここからは、森口さんのご質問ですので……。

【森口専任者】

いいです。光橋さんの分が終わってからで。

【光橋専任者】

私の分は終わったので。

【森口専任者】

光橋さんはでも、これでもっと言いたいことがたくさんくないですか。大丈夫ですか。

【光橋専任者】

いや、資料を全部読み上げたほうが。私が読みますか。

【森口専任者】

じゃあ9、10は私がいきます。

私の分については、私はこの方式ではないもので紙を提出したのですが、それがこのようにまとめられてしまって、とても不本意なので、私が出したほうで読ませさせていただきます。

発言内容は、5月協議会の54ページの4行目、ごみ全体の資源物だけではなく、焼却炉も単独でやりましょうよという話をしました。それは3市の全体で迷惑がかかるようなことであるから、それぞれで分担しましょうと、そういう話で今の計画を進めているわけです。

この質問の目的は、事実の確認です。小平市長及び小平市職員から、3市応分負担や、またそれができないなら焼却炉を使用させないという趣旨での酷似する発言が繰り返されているが、4団体が行ってきた事業の経緯説明には、事業の経緯説明及び各種質問への回答では、そのような応分負担の経緯はありません。なので確認したいと思うことで書きました。

質問が、それぞれの分担でしましょうということですが、各市の負担内容を教えてください。

行政回答。3市のごみ処理の共同化は、ペットボトルと容器包装プラスチックの資源物処理施設の建設用地の提供を東大和市が、新焼却施設の建設用地確保のための不燃・粗大ごみ処理施設の建設用地を小平市が提供し、当初、共同処理予定であった4品目（びん・缶・蛍光灯・乾電池）については各市で独自処理することとし、さらに焼却の前処理である2品目資源化施設と不燃・粗大ごみ処理施設が整備された場合は、引き続き新焼却施設の次期建設地は小平市、現小平・村山衛生組合の用地で更新することが確認されています。

ここで質問ですが、「それぞれ」というと、3市という意味にとれますが、村山市の分担はあったのでしょうか。「それぞれ」とあるのに、村山市の分担がここには記載されておられません。それと、ここの回答欄には、整備された場合は引き続き小平市です。資源物処理施設と不燃・粗大ごみが整備された場合は、引き続き焼却炉を今の場所で更新することが確認されているということは、これは4団体が、じゃあそれを引き続きしなかった場合はここではないということが約束されている会議録があるのかというような言い方をされていますので、このような約束が引き続きされた場合はと書いた会議録、議事録があるのだったら開示してください。この文章のままのようなものが残っているとすれば、整備された場合は引き続き、というような会議録や理事者合意があったという場合は、整備しなかった場合はしないという意味も含まれるということにとれま

すので、これは事実を確認したいのでご提示願います。

10番は、そういうことで今の計画を進めているとのことですが、そういう話が決定された会議録をご提示ください。

行政回答は、平成19年12月25日の理事者会で、3市共同資源化事業の確認事項が決定され、事業が進められてきました。その後、資源化施設の対象品目を6品目から2品目に変更して事業を進める基本事項が、平成25年1月8日付で4団体で確認され、その具体的内容が3市共同資源化事業基本構想として上げています。また、新焼却施設整備の方向性については、27年11月6日の組合正副管理者会議において、前処理を行う2つのごみ処理施設の整備を前提に、小平市現焼却施設での方針が確認され、3つのごみ処理施設の整備の役割分担や負担方法について協議していくことが確認されています、という回答です。

それに対して、質問の回答になっていません。私が提出した質問用紙には、質問の目的も記載していましたが、事務局にこの用紙でまとめられ、質問の目的は事実の確認と根拠の提示です。で、さっき言ったとおり、ごみ全体の資源物ではなく、焼却炉も単独でやりましょうと話しましたという話の中で、そういう話で今の計画を進めているというお話でした。それはいつの、どこの会議で、ごみ全体の資源物だけでなく、焼却炉も単独でやりましょうという話をしたのかという会議録を出してくださいという、根拠会議録の提示を求めています。また、「それでは3市の全体で迷惑がかかるようなことですから、それぞれで分担しましょう」の「それ」イコール、「ごみ全体の資源物だけでなく、焼却炉も単独でやる」ということであり、小平市から焼却炉の共同使用について、資源物処理施設の建設が条件として提示され、各市が同意したということの意味していますので、その決め事が決定したのはいつの会議か、根拠として会議録をご提出ください。

私の質問に対しては、会議録の提示ですので速やかにお願いします。

【光橋専任者】

私がお配りした資料に訂正が2カ所。最後の9と10の行政側回答の下の、プラウド地区自治会専任者光橋と書いているのは、済みません、森口さんの回答でしたので、これは改めて訂正して、組合側にお送りさせていただきます。日付のほうも、8月6日になっているのは今日の日付に直して。

【森口専任者】

光橋さんのした8番の質問について、行政回答で8番のほうに、「3市での焼却施設を維持し、将来にわたって安定的な廃棄物処理行政を執行していくためには必要不可欠な施設であり、環境面でも健康面においても現状より良好な施設となると考えています」ということでしたが、これについてはこの間、環境影響調査を見た結果、騒音と振動だけはよくなっていましたが、VOC

などについては基準範囲内としていましたが上回っていたので、ここに書いてある答えは正確ではないと思いますので、ご訂正願います。

それで、もしあるのであれば、衛生組合の、今、焼却炉というのは3市で運営しているわけですが、それには運営の最初の約束事があると思うのですが、その約束事の中に、今後、小平の言うことを聞かなかったなら出ていってくれとか撤回するとかいうことも要綱に入っているのかどうかも確認していただきたいと思います。

最初に多分、3市共同で焼却炉をやるという話の要綱があると思うんです。それなのに、今度は資源物処理ができなければ、今まで決めたことを無視して、今度は単独でやるということを4団体が勝手に決めているわけですか。

先ほど私が質問したときに、途中になりましたが、この答えというのは4団体、今、松本さんに聞いたらかわいそうだと言いましたが、4団体がそろってこの答えを出しているのか、小平市の考え方なのか、岡村部長の考え方なのかによっても随分違うので、その辺はきっちり、今お答え願えますか。これを書いたんだからできるでしょう。

【松本課長】

全部一括してやっているのです。

【森口専任者】

でも、こうやって1枚で出るということは、4団体が……。

【片山参事】

もちろん、事務局としては、中の内容については協議してやっておりますが、一部、「小平市としては」というところがありますので、そこについては承知しているという程度でございます。

【森口専任者】

具体的に言うと何番と何番になりますか。

【片山参事】

4番とか6番です。こういう部分については、承知をしているという範囲でございます。

【森口専任者】

その4番と6番あたりなのですが、こういうふうに言ったつもりだということが行政回答として書かれているのですが、そうすると、そういう説明があったかというふうに市民がとれると思うのですが、言った内容に関しては、この文書にあるだけで、このような説明をしたものですと、考え直すことを説明したものです、とありますが、説明したものですと言い方が悪くて済みません、ということだと思えます。説明したものですと書いてあると、これが説明されたように見えるのですが、説明できていないということはきっちり認識しておいていただきたいなと思いま

した。

それと今、小平の回答だということであれば、小平がそのような考え方をして、それを組合とほかの団体は認識しているだけだとおっしゃいましたが、認識しているということは認めたということでもよろしいんですね。小平が勝手に書いて、こういう約束はされていないということは思っていないくて、小平のほかの3団体さんも、小平の言っていることは正しい、私たちはそれを認めていますという認識があるということですか。違いますか。

【片山参事】

私が申し上げたのは、事務局として承知しているということであって、あくまでも小平市さんの考え方ですから、全体としてはそれは承知しているということで考えています。

4団体の部分については、私ども事務局として協議した中で、同じ意見ということで回答をさせていただきます。

【小川専任者】

じゃあ4団体も同じ考えということですね。

【坂本代表者】

岡村さんもいろいろ、そのときには感情的になられたかと思いますが、考えるに、岡村さんのこのご発言というのは、単なる市長のメッセンジャーとして伝えた言葉が大部分だと思うんですね。

4団体としても、岡村さんがおっしゃっただけではなくて、4団体としても理解しておかなければいけないのは、衛生組合の規約があるじゃないですか。規約にのっとって、ちゃんと今まで何十年もきちんと運営されてきたわけなんですよ。規約というのは衛生組合の憲法ですよ。それに基づいて今までやってきて、厚生年金か何かの補助金も、それがためにほとんどが補助金で建てられたような施設です。そこには3市の協力というのが大前提でつくられているわけですよ。だから、これは小平のものだとかそんな話ではなくて、やはりこういうものを企画する場合には、総合的に考えて、焼却施設からこういう廃プラ、それから全体的に考えて、やっぱりきちんとした、学識経験者とか大学の専門の教授とかを数名入れて、きちっと整理していかないからこういう結果になって、後でごちゃごちゃなっているのはそういうことだと思います。

こういうものを企画する場合には必ず、どこの自治体もプロジェクトチームをつくっています。かなりの専門家を入れてあります。ここでも、協議会でも東大の名誉教授であるヤナギサワ先生の講義も聞かれたことだと思いますが、当初想定していない杉並病とかが出てくるわけなんです。我々がそういうのは知るわけでも何でもなくて、学者がそういう話をしているわけなんです。しかも皆さん、各施設を見ていって、こんなものじゃないと。そういうことはすごくお感じになっ

たと思います。つくることだけを考えて、めくらになってしまっているかはわからないのですが、基本的にはそういうことの前処理をきちっとやらないで突っ走るから、プログラミングじゃないですが、でき上がったらとんでもない、使い物にならないようなことがどんどん出てくるわけなんです。

やっぱりきちんと物事は整理して、当初から、今からでも遅くないですよ。この廃プラ施設なんかは5年置いていても何も変わらないと思います。それよりも、今からこういうプロジェクトチームを立ち上げて、焼却炉の方針について前向きに取り組んだほうがいいんじゃないですか。

これはだから、一回もうリセットしたほうがいいですよ。いつまでもこんなことを長くやっても同じですよ。やらないほうがいいですよ。5年たっても何も変わらないで、つくったらそれだけ非常に負の財産を抱えることになりますからね、3市とも。だからやめたほうがいいですよ。

【小川専任者】

私は何回も言いますが、6番目ですかね、「小平市としては」と言いますが、これは森口さんがおっしゃったのですが、4団体の考えと同じと理解してもよろしいですか。

それと、「小平市としては」と書いてありますが、4団体も同じだというのは、廃棄物処理の考え方が異なることに無理があると考えたらもう下ろして処理してもいいというニュアンスで書いてありますが、これを、協議会もそうですが、みんな同じ、この廃棄物処理に対する考え方をいろいろと理解し合いながら相談していこうということをやっていると思いますよ。それを、考え方が違ったらそれぞれでやりましょうということは、恫喝でしかないと思います。

それともう1つ、6品目から2品目になったと。その2品目になったのが、なぜ缶とびんではなくて軟プラとペットボトルか。私は端的で根拠もないのですが、小平は軟プラを燃やしていると。そのとおりじゃないですか。民間委託していないのは小平市だけですよ。武蔵村山も東大和市も民間委託しています。それを処理するためのことじゃないですか。それに、小平市の、今は老朽化したそれを建てるためのものだとしか私は思えません。私は端的にそう思います。

【森口専任者】

森口です。一番最初にこの問題で光橋さんがお怒りになったのは、恫喝があることによって、ここを続けていてもしょうがないんじゃないかということだと思うのですが、今、私たちは、これは恫喝だと思わない方はいますか。恫喝だと思う人はいますか。

みんな思っているという声が出ましたね。という、この意見のもとに、4団体の考え方として認識があるという話ですので、4団体がこういうことを前提に、私たちは、例えば東大和市を例にして言わせてもらおうと、東大和市としては、小平市がそういうふうになっているから、焼却

炉でごみを燃やしてもらえないと困るから、何が何でもこのところで住民たちを説得して建てなければならないということで、行政側は全員でそういう考えで動いているのであれば、私たちがここで協議しても何にもならないので、それがどうなんですかということで、まず怒っているわけですよ。

そういうことが、4団体でもう小平の恫喝にほかが屈してしまっていて、これ以上何にもならないということであれば、ここでやってもしょうがないし、この協議会という名目にはなっていますが、ここに座らせられたのも、最初にとにかくここに出ているグループが何グループであっても、建設についての姿を始めるんだと。要するに、私たち近くの人が出てこなければ勝手に建てちゃうよ、という言い方をされたので、しょうがなくこの席に、反対という立場でついています。近隣の住民は。

環境影響調査のときにも、ここで意見を言わなければあなたたちは不利になりますよ、というようにことをおっしゃっています。不利益になるからというおっしゃり方をするから、ここに座らざるを得ない状況になっています。

結局、じゃあここに、不利益になるからと言われて座らせられて何をしているかといえば、協議じゃなくて、あなた方はいつも説明したということだけで、説明したことを理解なりそれなり私たちはここで説明しています、協議もしていますという材料にしか使われていない状態です。その材料に使われるためにここに座っていて、さらには4団体が小平市の、私たちが思う、あなたたちは恫喝とっていないで前提かもしれませんが、そういうの上にも、私たちは恫喝とっている上に、話し合う気がなくて進めていくというのであれば、ここで協議してもしょうがなく、なのできつと、時間がもったいないと皆さんお思いになっていると思うんです。

何回も何回も集まっているし、一番最初するときには岡田さんとかが分科会をしましょうということで、分科会をしたこともありました。ちゃんと時間をとって。そのときも、分科会の席でもそも論をやるときに、衛生組合事務局側は蹴って、その席には出てきませんでした。私たちはここにいないからと。そのときにもう、余分に時間をとってやっても協議じゃなくて、私たちは呼んでくれれば説明には伺いますと。どういうときでも説明に伺いますということではなくて、先月か先々月のところで、環境影響調査についての発言で、環境影響調査についてはあなたたちの意見、ちょっと今、正確な文章ではなくて申しわけないですが、あなたたちの許可を得るものではないと。意見を聞くだけだと。そういう話し方をしているので、この場所は許可を得るとか合意をとる場所の協議とか、一緒にやっていくことの理解を得るためのことを協議している場ではなくて、自分たちの説明することをお経のように同じことをずっと繰り返して私たちが座らせているだけのことだったら、本当に、みんなこういう会で座っているのが申しわけな

いので、この場がどういう場なのかも一度よく考えていただけませんか。

【町田専任者】

1つ、今のに関連して。8番の項目で、廃プラ施設を建設する論理的で冷静なちゃんとした理由を明確にお答え願いたいということに対する行政側の回答が、ここに書いてあることは今までも何回も説明されて、書面にも残っているわけです。その内容について、我々は理解できないと。だからこの、最初に言ったような論理的な理由を求めているわけですが、それに対する回答が、また以前と全く同じと。ちっとも論理的じゃないですよ。こういうことが繰り返されているから先に進まないのであって、だけど、行政側のいろいろな議会とかそういう場では、近隣住民に対して丁寧な説明を行っていきますと。丁寧な説明というのは、実はこの内容だけしかないんです。これ以上の回答が今まで出たためしがない。これが、この協議会が進展しない理由の1つなんです。そう思いませんか。

【森口専任者】

思います。ありがとうございます。

【邑上会長】

邑上です。今、非常に短い言葉で的確に説明していただいて、全くそのとおりでと思います。

先ほどコスト比較の話などもしましたが、そういうものが出ないけれど判断しました、みたいな説明をして、それが東大和市議会なり衛生組合議会なりで、丁寧な説明を何十回もしていますという回答になっているんです。

残念なことに、少なくとも東大和市議会のほうでは、いろいろな議員の人が発言している中で、回数を重ねてきていること、それが本当に丁寧な説明をしていて、それがわからない人たちが多く集まっていて、仕方ないねみたいな感じに受け取られているような気がします。議事録等を見ていて。なので、先ほど森口さんが言われたように、いいように利用されているというのがすごく、感覚としてあります。

それで、この内容の大体の部分は、回答に対してこういうことですねという感想というか、こう理解しましたということを書かれているものが今回は多いのですが、その中で幾つか質問もあったかと思うので、その質問を明確にして、その質問についてはこの場で回答できればこの場で回答だし、できなければまた次にということをしていきたいと思っています。まずその質問に対して。

もう一回最初からいきます。1番に関して、まず質問はどこになるかということになるのですが、最初のほうは質問はないですよ。

【小川専任者】

焼却施設を最初つくるときに、合意文書とか、いろいろ合意書とかがあると思うのですが、そ

れの、そういう文書か項目があるのかという質問がありますよね。

【森口専任者】

もっと後のほうです。

【小川専任者】

それに後で言うから。

【邑上会長】

まずは光橋さんのので1番から8番までである中で。

【光橋専任者】

済みません。邑上さん、お邪魔して申しわけないのですが、私のそもそもの、6月に書いた手紙は、一個一個の事実関係を確認するために書いたわけではなくて、一番言いたいのは6番目の、岡村部長の発言の、「そこで私どもとしてはリサイクルセンターができないのであれば3市ばらばらでもいいですよ、ごみ全体の資源物だけではなく、焼却も単独でやりましょうという話をしました」というところが、ものすごく効いていまして、この話が出た当初から、もうこの考え方で小平市の方が東大和市に恫喝して話が進んでいるのであれば、議会制民主主義でちゃんとやっているのかと言われても、要するに恫喝された上で、我々がリサイクルセンターを建てるのをちょっと考えましょうよと言った時点で、じゃあばらばらでやりましょうよと。それは困るとというのが市民の大多数の方の感想だと思うんですよ。

ですから、こここのところが、本当に小平市もこの考え方で変わりありませんというのが多分この回答だと思うのですが、であれば、今から事実関係を何を言ったって、全部意味がない、無駄な時間を過ごしているというのが私の感想なんです。

ですから、これを一個一個、その意思決定の資料を出してくださいというのはいいと思います。事実関係を確認するというのは。ただ、やっぱりこここの、3市ばらばらでもいいですよと。これ、リサイクルセンターをつくらないなら3市ばらばらでもいいですよというなら、廃プラ・軟プラだけばらばらにすればいいと思うんですが、何で資源物も焼却もばらばらでやるのか、やっぱり理解ができなくて、ここは、片山さんとかは丁寧に説明していただいたおつもりなのかもしれませんが、ずっと理解できないままに来てしまって、時間だけたつたことで市議会とかは、もう丁寧に説明していると認識されているのが非常に残念なんです。

ですから、あまり細かいことを言ってもしょうがないので、こここの点をもう一度、岡村部長に、ここは、こここの考えは変わらないんですねということを確認したいのですが。

【邑上会長】

まず、これは市としての回答ということだったので、ということは市長、そして市役所として

ということでもいいんですか。

【光橋専任者】

今回、さつき森口さんとか小川さんとか坂本さんから、行政としての回答かということをしつこく聞かれていたと思うのですが、私の気持ちとしては、要するに恫喝されたことによって市が同意しているのであって、そういう意味ではあまり行政側の3市共同の考え方かというのは意味がなくて、小平市はこの恫喝を変えないのねと、その確認をしていただきたいと思います。

【松本課長】

済みません、先ほどから恫喝の言葉が先行しているのですが、東大和市の立場としては、小平市から恫喝を受けたという認識は持っていませんけど。まずもってそこは先に言いたいと思っています。

今の焼却炉は昭和50年代と60年代ということで、かなりもう、建てかえを当然とつくにしなければいけないような施設であるというのが事実であって、あそこを建てかえるとなった場合に、あの限られた敷地のあの場所であるの考えると、どうしても規模を小さくせざるを得ないというのが現実なんです。

そうしていく中で、まずもってどういう努力をするかということ、やはりリサイクル可能なものについてはリサイクルをしていくという一般的な手法をとらざるを得ないというのがありまして、引き続き、小平市中島町の場所に焼却施設を建てかえ、私どもも使っていくという立場をとったときには、やはり東大和としても、今までどおりお願いしますというスタンスよりは、建てかえに伴う協力をきちんとしていかなければいけないというのが市の立場となっています。

東大和市は、ご存じのように、ある意味、非常に小さい、コンパクトな町なので、東大和市単独で焼却施設を持とうということ自体が、なかなか設置場所を探していく、求めるということは非常に大変厳しい状況です。また、リサイクル施設と違って焼却施設の場合、建設コストからランニングコストに至るまで、やはり非常にリサイクル施設以上に数倍のお金がかかるというのが現状なので、それを1市単独で捻出していくことは、東大和市の今の財政状況を見た中ではかなり無理のある話になっているというところがあります。

ですから、そういった中では、廃棄物を安定的に処理をし続けていかなければならない私たち行政の立場と、今置かれている施設の状況、環境をトータルで踏まえていくと、この、今までの枠組みの中でやっていくというのが、東大和市の持っている考えでございますので、したがって、恫喝という認識のもとで東大和市は動いていないということを申し上げます。

【坂本代表者】

今の松本さんの意見というのは、非常に落胆というか情けないなと思います。小平市の部長の

おっしゃったこともそうですが、松本さん自体も、小村大の衛生組合の規約を理解していないですね、本当に。

それで、恫喝と思わないというのはあなただけが思っているだけで、この人はみんな恫喝と思っているんですよ。そんなだから信頼も何もされないわけなんですよ。だから、これが恫喝でなくて何なんですか。

それと、やはり社会情勢をよく見ないと。なんでこのサーマルリサイクルとか言われているのは、そもそも国が動き出したのは、プラのごみが50%以上が中国に輸出されて、中国は何をやったかといったら、石炭であんなに北京あたりが空気が汚染されて、コークスがわりに使っているわけですよ。要するに焼却ですよ。だから、そういうことで、石炭よりは若干は空気がきれいになったけれど、流れを見てみると、世の中は、これは環境省も言っているのですが、サーマルがどんどんふえてきているんです。流れとしては。プラスチックのほうも、生産量に対しては、コンサンプションの焼却については多くなっているんです、だんだん。だから、そういう流れも分析した上で相当考えないと。

だから、自分たちの職務である、そういう衛生組合の規約もよく理解しないで、よく言えるものだなと思います。任せられないですよ、そんなの。

【森口専任者】

やっぱり聞いていて、「安定的に処理するためには」という一文で済んでしまうのですが、その安定的に処理するためにはこのグループとしてやらなければいけない、このグループとしてやるためには追い出されると困るから言うことを聞くというふうにしな、皆さんとっていないと思うんですね。

じゃあどこが安定的かということが理論的に説明されていないし、すぐ、何か言うと自区処理内でやらなければいけない、容器包装リサイクル法にのっとってやっていると。容器包装リサイクル法にのっとってやっているから資源物は分けなければいけない。資源物を分けて、容器包装法にのっとって、川崎重工や何かに、きっちり東大和のごみは容り法にのっとった処理がされておりますと。民間委託をしているからといって容り法にのっとった処理がされていないわけではありません。そこを何か、民間に出すと容り法にのっとっていないような言い方をするのが、まず聞こえが悪いような、ほかの人が聞いたらそうかと思っちゃうような言い方をするのはやめてください。容り法にのっとった方法でちゃんと処理されています。

それで、施設を自区処理なりで持たなければいけないというのも、これは原則であって、現実に建てる場所がなければ、例えば狭くてこの場所しかないから民間委託にしましたということは言える話ですよ。それを言えないとおっしゃるところの決断がまずおかしいですし、じゃあ、

3市の中で何でここを選んだかということをとっても、衛生組合の焼却炉に近いからおっしゃっていますが、焼却炉のほうの方には結構ぎりぎりのときまで、まだこの場所に決まったわけじゃないというようなことをおっしゃっていて、もう平成17年から、一生中島町をごみ処理場にしてやるから一番近くにとったんだ、というふうに説明しているわけではないですよ。一番近いところを、17年からここだと、近いからと決めたのは後からの後づけの理由ですから、そんなときから決まっているわけではないです。

そういう、いつ決まったという開示、いつここが中間処理だからこの場所に決まったんだという情報開示を求めても、そんな資料はないとおっしゃっていますから、出せないことをどんどん、後から決まったようなことを書かないでいただきたい。邑上会長も、最初のときの17年当時の、何で公設でやることを選んだかというときの比較検討をしたものの資料を出してほしいとおっしゃっていますから、その辺もやってほしいと思いますし、民間委託については、民間委託の話をするときには必ず自区処理内で処理をしなければいけないという話をいろいろなところでして、そうすると、自区処理をしなければいけないのかというふうに皆さんとりますが、じゃあ、自区処理を求められるのであれば、3市はみんな自区処理をしているのかとなったときに、片山さんは、残念ながら小平市もどこの市も二ツ塚のほうに出して自区処理はできていない状況だと。じゃあ、東大和の廃プラを東大和がやるのが自区処理であるならば、自区処理の場所をどういうふうに広げていくかといったら、まず自分たちの市で、それから3市でやっているから3市の距離で、それができなければ東京の多摩で、というふうに広げていくんだといっていて、じゃあ、東大和につくる自区処理を求められるのであれば、これは東大和だけの自区処理をプラスチックでやれというのであれば、プラスチックは各市が自区処理でやればいいということになるのに、そういうふうにはならないで東大和だけに自区処理自区処理という話が求められるのもおかしい。3市で考えているのだから、3市で自区処理を考えれば、3市応分負担ではないとおっしゃるのであれば、武蔵村山市にし尿処理施設があるということは関係ないそうですから、そうなったのであれば、一番最初のときに武蔵村山市からも候補地が出て構わなかったわけです。まして、土地の面積の広さを考えれば、どこの土地が広いかということになれば、小平のリサイクル施設のほうが広いわけです。その2階建ての普通の施設をつくれば、もっとやすいコストでできたという資料が、19年のオプションでついています。そういうことを全部上げないで、3市応分ではないのであればほかの市からも選べるはずですよ。言っていることが全然矛盾していますよね。3市応分だからここになったというのだったら、それはそれで、こんな近くを選んで何だ、ということになります。環境について応分じゃないだろうということになります。3市応分じゃないというのであれば、もっとここを選ぶ選定理由はおかしいですから、そういう矛

盾したことをずっと言い続けていても進まないと思うんです。

【松本課長】

済みません、時間の関係もあるので一言だけ言わせてもらいたいのですが、残念ながら、今日の会議の冒頭で森口さんからお話があったように、会議の次第の一番下に掲げさせていただいた添付書類、これは一個もできなかったですよ。今日、間違いなく。

それで、もともと協議会の中で前半後半を分けようというお話をして、ただ、やはりごみって、根深い底の根底の部分の部分を片づけない限り何も前に進まないという本音があるので、この限られた月1回の時間の中で、建設スケジュールの話と、今の本音の本質部分の話というところをやっていこうというのは非常に難しいというところがありまして、ただ、我々はそれを別に適当な言葉で逃げようというふうには全然思っていないわけで、できれば、皆さんにはご負担がかかるのでなかなか難しいけれど、やはりこれはこれ、今のような本質的なお話というのは、本当はさせていただきたいと思っているわけです。

ここで会長の任期が終わり、次回からということもあるので、できれば私は最後のところで提案をしたかったのですが、前にだめだというふうに断られたのですが、できれば、皆さんにはご負担がかかるのですが、少しの間だけ、できれば建設のことと、あと俗に言うそもそも論、こちらのほうを別途設けさせていただきたい。もっと言うと、できればこのような会議室だとしても限りがあるので、場所についてももう少し柔軟に考えていただきたい。

要するに何が言いたいかという、私自身、ちょっと個人的なことを言わせてもらおうと、別にそんないいかげんなつもりでこのごみの仕事をやっているわけではないし、もっと言うと、今の職務をそんないいかげんな、一サラリーマンというところの認識でやっているつもりも毛頭ないんです。ですから、そのところが、おまえがいいかげんだと思うのは自由なのですが、ただ、私もこの事業に関してそんな中途半端な思いでは仕事をしていないというところがあるので、ぜひそのところは、一時的に時間の負担をかけるというのは重々認識はしているのですが、そういうふうに分けていただくことで、廃棄物処理施設が抱える難しい問題、そのところは別途お話し合いをさせていただきたいと思っています。

【坂本代表者】

すみません、今の松本さんの意見についてですが、もっと全体的に簡潔に言ってほしいことと、今おっしゃったことは会長が話す話ですよ。進行についてとかそういうことを、あなたがいちいちここで言う話じゃないですよ。

【松本課長】

要するに、現実論を私は言っているんですよ。本音の話なんて、この限られた時間でできます

か。一つ一つ丁寧に私は片づけたいという思いで言っているんですよ。そんな、皆さんの意見を突っぱねてまで、いいやそんなのは、ということで施設をつくりたくはないという思いで言っているわけであって。なぜそこがわからないんですか。

【坂本代表者】

そんな施設をつくりたくはないというのはどういう意味ですか。

【松本課長】

要するに、皆さんをないがしろにしながら施設をつくりたくないということを言っているんです。

【坂本代表者】

じゃあ、これはもう基本的に要らない話じゃないかという。

【松本課長】

だから、坂本さんみたいに、もう最初から何を聞いても要らないというのであれば、私が今ご提案した別な会議でお話をさせていただきたいという提案は、別にご出席いただかなくてもいいと思うんですよ。

【坂本代表者】

それはまた別の話じゃないですか。

【松本課長】

別ではないです。私はもうスケジュール的に目の前まで迫っているから、そのところを改めて今回提案したいということ言っているわけです。

【坂本代表者】

スケジュールって、それはあなたのあれでしょう。誰も協議会は思っていないから。

【松本課長】

だから、それに対して、皆さんにいま一度、私は最後、もうここまでスケジュールが来ているから提案をしたので、だから坂本さんがおっしゃるように、皆さんがこれを拒むというのであれば、私はそれでいいんですよ。おまえなんか出てこなくていいという話で終わりなんですから。別にいいんです。ただ、私はそういういいかげんなつもりで仕事をしているわけではないから、最後にいま一度提案をただけです。

【坂本代表者】

誰もそんなことを言っていないじゃないですか。あなたもメンバーですよ。ここに出ているメンバーです。

【松本課長】

ただ、私は行政委員になっているじゃないですか。

【坂本代表者】

ええ。行政委員でも、メンバーじゃないですか。だから協議会でお互いにやりとりをやって、ディスカッションをやりながら、こうだこうだということで同意を得られないじゃないですか。それで、自区内処理とかいう話をしているのですが、環境省に言わせれば、自治体一つ一つをやれば全国では1,700以上の自治体がありますので、それに1つずつつけるかというよりも、これは環境省のほうでも、できれば、例えば町田市に1つつくる。人口43万。ところが小村大だと34万じゃないですか。そういうところはできるだけ今のおりにやってほしいということも言っていました。

以上です。誰も無理は言っていないですよ。だから、みんなが合意しないことは進めないほうがベターだということを行っているんです。

【邑上会長】

ありがとうございます。

【小川専任者】

最後に一言いいですか。簡潔に。さっき松本課長がおっしゃっていましたが、何も恫喝されていない、自分たちでやっている。十分納得してやっていると言いながら、ばらばらにされると焼却場は東大和市もつけれないからコストもかかる、何であると。本当にそう思っているんですかと思うんです。それ自体がもう、小平市から、それじゃあばらばらにやっていいですよ。それでは困るわということの裏返しじゃないですか。くどくどもったいぶったような話をしてるけれど、それはだめですよ。

それともう1つは、さっき、松本課長は適当にやっているとは思いませんよ。真剣に自分たちの考えで、尾崎市長の言うとおりにやっていると思うんです。それをまた、4団体の一部の衛生組合でしょう。片山さんでしょう。それを東大和市が、意見は言ってもいいですよ、委員だから。だけど代表したみたいに言わないでください。それで、武蔵村山さんと小平さんはあまり言っていないじゃないですか。

それともう1つは、小平市の市民ですよ。東大和市の行政ですよ。もっと東大和市民の声を聞いてくださいよ。何で聞かないんですか。私はそれで怒っていますよ。

以上。

【森口専任者】

今、今日の資料について何もできなかつたじゃないですかというおっしゃり方をして、今まで

半分ずつやろうということで約束したじゃないかという発言がありましたが、それは今まで私たちがずっと思っていたことで、今日一回、これが長くなったからといって、行政側の方からそう言われるような筋合いじゃなくて、今までそもそも論をずっとやってこなかったのにやっているようなことを答弁で言われていましたし、前回はそちら側の環境影響調査のことで終わっています。その前もそうですよね。皆さんが言っているとおり、今日の分ができなかったじゃないかとまずおっしゃって、半分ずつじゃないかという言葉が松本さんから出てきたこと自体が、まずちょっと不信です。

【松本課長】

私が言っているのはそうじゃなくて、こういうことをきちんと先に話をもっと深めないで、本題もできないですよという、そういうだけのことですよ。

【森口専任者】

それと、これが最後のチャンスで、建設について話さないで建設しちゃいますよという、今、おどしを皆さん、受けましたよね。もうこれで進んじやうんだから、ここであなたたちが建設についての話し合いの席を設けなければ建っちゃいますよ、という、今またそういう言い方なので、これは住民たちは納得していないので、少し歩みを遅くしようとか、そういう同調する気はなくて、もう私たちがそこで座らなければ、私たちは好きなものを建てますから、あなたたちは勝手にしてくださいと、そういう意味で言っていらっしゃるのだったら、もう何か、ここに座っている意味が何かあるのだろうか、というふうにはしか思えません。もうこれで最後ですから最後ですから、最後をお願いをされて、建っちゃいますよというふうに言われて、私たち、ここに座らせられたときも、あなたたちが座らなければ勝手にやりますよと言われたからここに座って、今もまたそう言われていて、一体この何年かの間、何のためにここに座っていたのだろうかと思えます。

【松本課長】

済みません、私も何年、そのためにここに座っていたかわからないので、私におどかされたということであれば、じゃあ私はおどかしたんだなという認識になります。

したがって、次回から反省を含めて、行政委員の資質があるかないかを、職場に戻って上司に確認してきます。

【小川専任者】

松本さん、さっきの話は撤回してください。ここに最後に、このほうもやりませんでしたねというのは、それはずっと、その前の前からでも、次やりましょうとずっとやれなかったのを、行政側の言うとおりにやってきたんですよ。それを今日言ったから、これができませんで

したというのは、何かちょっとおかしいですよ。

【松本課長】

違いますよ。だから、私はそれを、できないものをやりたいからという意味で言っているんです。

【小川専任者】

私もその前から、このことについてやりたかったんですよ。そういうことですよ。お互い様ですよ。

【松本課長】

わかりました。私は今日、恫喝行為をしたので、その点については、どちらにしても職場に戻って、来月以降は別の者が出るような形で調整いたしますので、よろしく願いいたします。

【小川専任者】

それはお答えできませんよ。

【松本課長】

はい。了解です。

【伊藤課長】

済みません、1点だけ。今、松本課長が言った、今日できなかったねという話なのですが、今日入りました、この岡村部長のここも、我々としましては資料提供したところで、お話ししたかったわけなんですね。ただ、それが時間の都合でできなくて、こうなってきたというところがあったので、なので、時間がやはり、この中だとスパンでおさまらないから、じゃあどうですかという提案をしたということなのですが。協議ですから提案ですよ。それに対しての回答だったと。

【岡田専任者】

私がちょっと言わせてもらいますと、今日はずっと黙っていたのですが、この話は私が提案して、皆さん否決されました。光橋さんからも時間がないと。

私としてはやはり、分けた形でやりたいという気持ちはあります。ただ、皆さんがそれを否定されるのであれば、議論は短くなるかもわからないけれど、時間を2つに分けて、議論は半分になってしまうかもわからないけれど、そういう形でやっていくしかない。

それと、そもそも論で、じゃあ本当に建設やめになるのかどうかという部分は私はわかりませんが、そういうところまでやっていくというのはかなり、どうなのかなというのはありますが、だからとりあえず、時間を2つに分けるという形に戻しませんか。要するに、本当は2つ、もう1日ぐらいふやす形をとっていただきたいのですが、それは皆さん、それぞれ働いている方もお

られればあれなので、次回からはちょっと時間を考えて、議論が半分になってしまうかもわからないけれど、こういうところの説明をしていってもらおうということしかないんじゃないですか。

【邑上会長】

その点に関しては、大分前にその話をしているときにも話しているかと思いますが、松本さんの話もありましたが、私としてはそういうふうに、時間を分けてでも日を分けてでもいいのですが、やるとしても、結局そもそも論のところでは話した内容がもしすごく重要なことがわかって、今の計画で進んではまずいんじゃないかとなったときには、もう一個建設に関して話をし、もう2カ月後ぐらいに契約をするという話をしていますが、契約して進むということなわけですよ。これはいいんですかね。

もし、計画自体にもものすごく問題があったときに、もう契約、場合によっては建設が始まっていますとなったときに、取り返せるのかという話ですよ。

なので、進め方として、本来こうかなと私が思うのは、そもそも論というか、結局この8番で答えてくださいと。建設することの論理的な説明をしてねということに対して、「必要不可欠な施設です」と言っているのですが、これは実は答えになっていなくて、必要不可欠な施設であるということを我々に示してくださいということを質問しているんですね。ですから、必要不可欠な施設だと我々を納得させればいいわけですよ。そうして進めるのが筋だと思うんです。だけど、そう進めようとしていないからいらいらするわけじゃないですか。

【坂本代表者】

非常に簡潔で、そのとおりだと思います。

【邑上会長】

結局この後で、半分ずつにしても、月2回にしたとしても、もう今、契約をしようとしている時期があつて、それには向かっているわけですよ。だから何の意味があるの、と森口さんとかは言っていますが、そこはそのとおりなんです。ちょっとそこも私もわからないんです。

【小川専任者】

それを2つに分けたら、2つとも同じ対等の立場で取り扱ってもらったらいいいんです。そもそも論で納得いなくて、そうなったらそこでストップする。でなかったら、どんどん説明して、説明しましたということはいっちゃうんですから。

【邑上会長】

結局、建設、今まで施設の姿とかいろいろなところを進めてきていましたが、やっぱりちょっとよくなかったなと私は反省しています。失敗したなと思っていますが、結局そこでやってもやらなくても進めるつもりだということは聞いていましたので、まあそのとおりだなと思っています。

すが、なので、本来は我々を納得させるような資料をちゃんと出してきて、まあそうだよね、となるように努力をしてもらいたいですよね。それができていないので、結局同じようなことをずっと繰り返しているということなんです。

【坂本代表者】

そこのところは「我々」よりも「3市市民」のほうがすっきりすると思います。

【邑上会長】

それで、今日はもう10分過ぎていきますので、今日のところは終わりです。もう片づけなければいけないので終わりということ。

【小川専任者】

さっきの資料とか、提示してくださいというものは必ず提示してください。

【邑上会長】

さっき本当は、質問を整理して、この質問ですねという話をしたかったのですが、もう時間がないので、また後になりますが、私も先ほどの、いろいろ説明がありましたが、幾つか聞きたいことがあるわけです。だから、これはまた後で質問をつくっていきたいと思います。

次回、10月15日の土曜日です。午後6時半から、会場はまたここの桜が丘市民センターになっております。皆さんお忙しいと思いますが、次回もよろしくお願いします。

ちょっと遅くなりましたが、今日はここで終わりにしたいと思います。皆さんお疲れ様でした。